

官報

号外

昭和四十九年五月二十一日

第七十二回 衆議院會議録 第三十二号

昭和四十九年五月二十一日(火曜日)

○議事日程 第三十二号

昭和四十九年五月二十一日

午後二時開議

第一 日本国とベルギー王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第二 航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第三 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 日本国とベルギー王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第二 航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

千八百八十六年九月九日に署名され、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され、千九百二十八年六月二日にローマで改正され及び千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで改正された文学的及び美術的著作物の保護

に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時四分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

日程第一 日本国とベルギー王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第二 航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

千八百八十六年九月九日に署名され、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され、千九百二十八年六月二日にローマで改正され及び千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件

○森喜朗君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第一及び第二とともに、千八百八十六年九月九日に署名され、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され、千九百二十八年六月二日にローマで改正され及び千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件

○議長(前尾繁三郎君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第一、日本国とベルギー王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(日程第一、航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件、千八百八十六年九月九日に署名され、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され、千九百二十八年六月二日にローマで改正され及び千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

日本国とベルギー王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年三月三十日

参議院議長 河野 謙三

衆議院議長 前尾繁三郎殿

日本国とベルギー王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日本国とベルギー王国との間の文化協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とベルギー王国との間の文化協定

日本国政府及びベルギー王国政府は、文化、科学及び教育の分野における両国間の協力と交流を助長することをひとしく希望し、

それらの分野における協力が両国の相互理解に効果的に寄与することを確信して、

文化協定を締結することに決定し、次のとおり協定した。

第一条

両締約国は、両国の文化、科学又は教育に関する

昭和四十九年五月二十一日 衆議院會議録第三十二号 日本国とベルギー王国との間の文化協定の締結について承認を求める件外二件

る機関の間における緊密な協力を奨励する。

第二条

両締約国は、教授、学者、学生その他特に文化的、科学的又は教育的活動に従事する者の両国間における交換を奨励する。

第三条

各締約国は、自国の大学その他の教育又は研究の機関における他方の国の文化に関する問題を取り扱う講義の創設及び拡充を奨励する。

第四条

各締約国は、自国において他方の国の国民が修学及び研究を行ない又は技術を習得することができるときに、当該国民に対して奨学金その他の便宜を与えるための方法を検討する。

第五条

両締約国は、一方の国の大学その他の教育機関における修学中又は修学終了の際に取得される学位及び資格証書並びに当該一方の国において与えられるその他の資格証書が、いかなる範囲で他方の国においても同等の価値を認められるかについて研究する。

第六条

各締約国は、自国において、他方の国の国民に対し、博物館、図書館その他文献センターの利用についてできる限りの便宜を与える。

第七条

1 両締約国は、特に次の手段により、それぞれの国において他方の国の文化が一層理解されるように、できる限りの便宜を相互に与える。

a 書籍、定期刊行物その他の出版物

b 講演、演奏会、演劇及び舞踊

c 美術展覧会その他の文化的展示会

d ラジオ及びテレビジョン

e フィルム、音盤その他の機械的伝達手段

2 両締約国は、他方の国の著作家による文学的、芸術的及び科学的著作物の翻訳、出版及び普及を奨励する。

第八条

1 両締約国は、青少年の交換及び成人教育の分野における協力を奨励する。

2 両締約国は、また、スポーツ及び体育に関する協力を奨励する。

第九条

各締約国は、自国の領域内における他方の国の文化機関の設立について便宜を与える。

第十条

1 両締約国は、この協定の適用を確保するため、二の混合委員会を、一は東京に他はブラッセルに設置することに同意する。

2 各委員会は、委員十人以内で構成するものとし、日本国政府及びベルギー政府が半数ずつ委員を任命する。東京においては、日本国政府が当該委員会の日本人の委員の一人を委員長に任命し、ブラッセルにおいては、ベルギー政府が当該委員会のベルギー人の委員の一人を委員長に任命する。

3 各委員会は、必要に応じて会合するものとし、少なくとも二年に一回会合する。

4 各委員会は、それぞれの手続規則を採択することができる。

第十一条

この協定は、批准されなければならない。この協定は、東京で行なわれる批准書の交換の日に効力を生ずる。

第十二条

この協定は、五年間効力を有する。その後においても、いずれか一方の締約国がこの期間の満了の少なくとも一年前にこの協定の廃棄を通告しないときは、この協定は、いずれか一方の締約国がその廃棄を通告した日から起算して一年の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

以上の証拠として、それぞれの代表は、正当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十二年五月四日にブラッセルで、ひとしく正文である日本語、フランス語及びオランダ語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

大平正芳

ベルギー王国政府のために

R・V・エルスランド

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年三月三十日

衆議院議長 前尾繁三郎殿

参議院議長 河野 謙三

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約をいい、同条約第九十条の規定に基づいて採択される附属書並びに同条約第九十条及び第九十四条の規定に基づいて行なわれる附属書又は同条約の改正であつて、両締約国によつて受諾されているものを含む。

(b) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、ギリシャにあつては民間航空局長及び同局長が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、通告書により指定され、かつ、運営許可を与えられた航空企業をいう。

(d) 国に關して「領域」とは、その国の主権、宗主権、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(e) 「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」という語は、条約第九十六条にそれぞれ定める意味を有する。

(f) 「附属書」とは、この協定の附属書又は第十五条の規定による改正後の附属書をいう。

2 附属書は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附属書を含む。

第二条

各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が附属書に定める路線以下「特定路線」という。）における国際航空業務（以下「協定業務」という。）を開設し、かつ、運営することができるようにするため、当

該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

第三条

1 いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができ。ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行なわれた後でなければならない。

(a) 権利を許与された締約国が当該路線について航空企業を指定すること。

(b) 権利を許与する締約国が自国の法令に従い、当該航空企業に対して適当な運営許可を与え、その締約国は、2の規定及び第七条1の規定に従うことを条件として、遅滞なくその運営許可を与えなければならない。

2 いずれの一方の締約国が指定する航空企業も、他方の締約国の航空当局により国際航空業務の運営について通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨をその航空当局の要求により立証するものとする。

第四条

1 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

(c) 特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物の積卸し及び積み込みのため、他方の締約国の領域内にある当該特定路線上の地点に着陸する特権

2 1の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与え

るものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならない。また、国際航空業務に従事する最恵国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

第六条

1 一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合にも、当該領域内において関税、消費税、検査手数料及びこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務に使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税、検査手数料及びこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3 一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、その指定航空企業の航空機のために供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税、検査手数料及びこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第七条

1 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又はその国民に属していることが立証されない場合には、その航空企業に対し第四条1に定める特権を与えず若しくは取り消し、又

はその航空企業によるそれらの特権の行使につき必要と認める条件を課する権利を留保する。

第八条

2 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1にいう特権を許与する締約国の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、当該航空企業によるそれらの特権の行使を停止し、又は当該航空企業によるそれらの特権の行使につき必要と認める条件を課する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちにその行使につき条件を課することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第九条

一方の締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第十条

1 締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関連を有しなければならない。

2 いずれの締約国の指定航空企業が提供する協定業務も、その航空企業を指定した締約国の領域から発し又はその領域へ向から旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における需要及び合理的に予測される需要に適合する輸送力を合理的な利用率において供給することを第一の目的とする。その航空企業を指定した締約国

以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送は、輸送力は次の事項に関連すべきであるという一般原則に従つて行なう。

(a) その航空企業を指定した締約国の領域への及びその領域からの運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) その航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮したうえでのその地域の運輸需要

第十一条

1 一方の締約国の指定航空企業が他方の締約国の領域への又はその領域からの運送について徴収する運賃は、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（たとえば、速力及び設備の程度）、特定路線のいずれかの区間についての他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1の運賃は、可能なときは、特定路線の全体又はいずれかの区間において運営する他の航空企業と協議のうえ両締約国の指定航空企業の間で合意するものとし、その合意は、可能な限り、国際航空運送協会の運賃決定のための手続を用いて行なう。

3 合意された運賃は、両締約国の航空当局の認可を受けるため、各締約国における手続に従つて提出される。

4 運賃が2の規定に従つて合意されなかつた場合又は一方の締約国の航空当局が3の規定に従つて提出された運賃を認可しない旨を他方の締約国の航空当局に通告した場合には、両締約国の航空当局は、合意により運賃を決定するよう努める。

5 両締約国の航空当局が4の規定により運賃について合意することができなかった場合には、紛争は、第十四条の規定に従つて解決する。

6 この条の規定に従つて定められた運賃は、新たな運賃が定められるまで引き続き実施され

昭和四十九年五月二十一日 衆議院會議録第三十二号 日本国とベルギー王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件外二件

る。

第十二条

1 各締約国の指定航空企業は、他方の締約国の航空当局に対し、その承認を得るため、当該他方の締約国における手続に従い運行計画（使用する航空機の型式を含む。）を提出する。

2 各締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局の要請があつたときは、その航空当局に対し、自国の指定航空企業が協定業務において供給する輸送力の検討のため合理的に必要とされる定期の又はその他の統計表を提供する。その統計表は、当該航空企業が当該他方の締約国の領域への及びその領域からの協定業務において運送する貨客の統計を知るために必要なすべての情報を含むものでなければならない。

第十三条

面締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十四条

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両国間の交渉によりその紛争を解決するよう努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、その紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁委員とこのようにして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員（いずれの締約国の国民でもない者に限る。）との三人の仲裁委員から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指定するものとし、第三の仲裁委員については、その後の六十日の期間内に合意する。いずれか一方の締約国が六十

日の期間内に自国の仲裁委員を指定しなかつた場合又は第三の仲裁委員につきその後の六十日の期間内に合意が得られなかつた場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、それらの仲裁委員の任命を要請することができる。

3 両締約国は、2の規定に基づいて行なわれた決定に従うことを約束する。

第十五条

いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。その協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。改正が附属書についてのみ行なわれる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行なう。両締約国の航空当局が新たな又は修正された附属書について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十六条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、その条約に適合するように改正する。

第十七条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。その通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。その通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国がその通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、その通告が両締約国の間の合意によりその一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十八条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第十九条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十三年一月十二日にアテネで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

安藤龍一

ギリシャ王国政府のために

フエドン・アニノス・カヴァリエラトス

附属書

1 日本国の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点—香港又はマニラ—インドシナ内の地点—バンコック—ラングーン—コロンボ又はインド内の地点—パキスタン内の地点—テヘラン又はクウェイト—ベイルート又はテル・アヴィヴ又はカイロ又はアンカラ又はイスタンブール—アテネ—ローマ—チューリッヒ又はジュネーヴ—フランクフルト—アム・マイン—パリ—ロンドン

日本国の指定航空企業が提供する協定業務は、日本国の領域内の一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行にあたりその指定航空企業の選択によつて省略することができる。

2 ギリシャの指定航空企業が両方向に運営する路線

ギリシャ内の地点—イスタンブール又はニコシア又はカイロ又はテル・アヴィヴ又はベイルート—テヘラン又はクウェイト—パキスタン内の地点—インド内の地点又はコロンボ—

一二七八

ラングーン—バンコック—インドシナ内の地点—香港又はマニラ—東京

ギリシャの指定航空企業が提供する協定業務は、ギリシャの領域内の一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行にあたりその指定航空企業の選択によつて省略することができる。

千八百八十六年九月九日に署名され、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され、千九百二十八年六月二日にローマで改正され及び千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

昭和四十九年三月十九日

内閣総理大臣 田中 角榮

千八百八十六年九月九日に署名され、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され、千九百二十八年六月二日にローマで改正され及び千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件

千八百八十六年九月九日に署名され、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され、千九百二十八年六月二日にローマで改正され及び千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結

について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この条約は、文学的及び美術的著作物の保護に関する従前のベルヌ条約を改正し、著作者の権利の保護を一層充実したものとするを目的とするものであつて、この条約を締結することは、著作者の権利の保護のための国際協力を促進するとの見地から望ましいものと認められる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千八百八十六年九月九日に署名され、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され、千九百二十八年六月二日にローマで改正され及び千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ギリシャ、ハンガリー、インド、アイルランド、アイスランド、イタリア、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、モロッコ、モナコ、ノールウェー、ニュージーランド、パキスタン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スウェーデン、スイス、シリア、チェコスロヴァキア、テュニジア、南アフリカ連邦、ヴァチカン市国及びユーゴスラヴィアは、文学的及び美術的著作物に関する著作者の権利

をできる限り効果的かつ統一的に保護することをひとしく希望して、

千八百八十六年九月九日にベルヌで署名され、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され及び千九百二十八年六月二日にローマで改正された条約を改正し、かつ、補足することを決定した。

よつて、下名の全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

この条約が適用される国は、文学的及び美術的著作物に関する著作者の権利の保護のための同盟を形成する。

第二条

(1) 「文学的及び美術的著作物」には、表現の方法又は形式のいかんを問わず、書籍、小冊子その他の文書、講演、演説、説教その他これらと同性質の著作物、演劇用又は楽劇用の著作物、振付けが文書その他の方法で固定された舞踊及び無言劇の著作物、楽曲（歌詞を伴うかどうかを問わない）、映画の著作物及び映画に類似する方法で作られた著作物、素描、絵画、建築、彫刻、版画及び石版画の著作物、写真の著作物及び写真に類似する方法で作られた著作物、応用美術の著作物、図解及び地図並びに地理学、地形学、建築学その他の科学に関する図面、略図及び模型のような文芸、学術及び美術の範囲に属するすべての製作物を含む。

(2) 文学的又は美術的著作物の翻訳、翻案、編曲等による改作物は、その原作物の著作者の権利

を害することなく、原著作物として保護される。ただし、立法上、行政上及び司法上の公文書の翻訳物に与えられる保護は、同盟国の法令の定めるところによる。

(3) 素材の選択又は配列によつて知的創作物を形成する百科辞典及び選集のような文学的又は美術的著作物の編集物は、その編集物の部分を構成する各著作物の著作者の権利を害することなく、知的創作物として保護される。

(4) 前記の著作物は、すべての同盟国において保護を受ける。この保護は、著作者及びその承継人のために与えられる。

(5) 応用美術の著作物及び意匠に関する法令の適用範囲並びにそれらの著作物及び意匠の保護の条件は、同盟国の法令の定めるところによる。

本条において専ら意匠として保護される著作物については、他の同盟国において、その国において意匠に与えられる保護しか要求することができない。

第二条之二

(1) 政治上の演説及び裁判手続においてされた陳述につき前条に定める保護の一部又は全部を排除する権能は、同盟国の立法に留保される。

(2) 講演、演説、説教その他これらと同性質の著作物を新聞雑誌に掲載する場合の条件を定める権能も、また、同盟国の立法に留保される。

(3) もつとも、(1)及び(2)に規定する著作物を編集物とする権利は、その著作者のみが享有する。

第三条

(削除)

第四条

(1) いずれかの同盟国の国民である著作者は、発行されていない著作物又はいずれかの同盟国において最初に発行された著作物につき、その著作物の本国以外の同盟国において、その国の法令が自国民に現在与えており又は将来与えることとある権利及びこの条約が特に与える権利を享有する。

(2) (1)の権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。その享有及び行使は、著作物の本国における保護の存在にかかわらずなされる。したがつて、保護の範囲及び著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

(3) 発行された著作物については、最初の発行の国をその著作物の本国とし、同一の保護期間を認める二以上の同盟国において同時に発行された著作物についても、同様とする。異なる保護期間を認める二以上の同盟国において同時に発行された著作物については、これらの国のうち法令の許与する保護期間が最も短い国をその著作物の本国とする。同盟に属しない国及びいづれかの同盟国において同時に発行された著作物については、その同盟国のみをその著作物の本国とする。最初の発行の国を含む二以上の国において最初の発行の日から三十日以内に発行された著作物は、それらの国において同時に発行されたものとみなす。

(4) この条から第六条までの規定の適用上、「発行された著作物」とは、複製物の作成方法のいかんを問わず、刊行された著作物であつて、十分な数量の複製物が公衆に提供されたものをいう。演劇用若しくは楽劇用の著作物又は映画の著作物の上演、音楽の著作物の演奏、文学的著作物の朗読、文学的又は美術的著作物の伝達又は放送、美術的著作物の展示及び建築的著作物の建設は、発行を意味しない。

(5) 発行されていない著作物については、その著作者が国民である国をその著作物の本国とする。ただし、建築的著作物又は不動産と一体となつてゐる絵画的若しくは彫塑的美術的著作物については、その著作物が建設された同盟国又はそれが一体となつてゐる建造物が所在する同盟国を著作物の本国とする。

第五条

いづれかの同盟国の国民であつて、他の同盟国において最初にその著作物を発行したものは、その国において内国著作物と同一の権利を享有する。

第六条

(1) いずれの同盟国の国民でもない著作物であつて、いづれかの同盟国において最初にその著作物を発行したものは、その国においては内国著作物と同一の権利を享有し、他の同盟国においてはこの条約が与える権利を享有する。

(2) もつとも、同盟に属しない国がいづれかの同盟国の国民である著作物の著作物を十分に保護しない場合には、その同盟国は、最初の発行の時に当り当該同盟に属しない国の国民であつて、かつ、いづれかの同盟国にも有効な住所を有していない著作物の著作物の保護を制限することとができる。最初の発行の国がこの権能を行使する場合には、他の同盟国は、そのように特殊な取扱いを受ける著作物に対し、最初の発行の国において与えられる保護よりも厚い保護を与えることを要しない。

(3) (2)の規定に基づく制限は、その実施前にいづれかの同盟国において発行された著作物についてその著作物が既に取得した権利に影響を及ぼすものであつてはならない。

(4) この条の規定に基づいて著作物の権利の保護を制限する同盟国は、その旨を、その保護の制限の対象となる国及びその国民である著作物の権利に対する制限を明記した宣言書により、スイス連邦政府に通告する。スイス連邦政府は、その宣言をすべての同盟国に直ちに通報する。

第六條の二

(1) 著作物は、生存中、その財産的権利とは別個に、この権利が移転された後においても、著作物の創作者であることを主張する権利及び著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に對するその他の侵害で自己の名譽又は聲望を害

するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を保有する。

(2) (1)の規定に基づいて著作者に認められる権利は、同盟国の法令が認める範囲内において、著作物の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続し、その法令により資格を与えられる人又は団体によつて行使される。この(2)に定める権利を行使する条件は、同盟国の法令の定めるところによる。

(3) この条において認められる権利を保全するための救済の方法は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

第七條

(1) この条約によつて許与される保護期間は、著作物の生存の間及びその死後五十年とする。

(2) もつとも、同盟国が(1)に定める保護期間よりも長い保護期間を許与する場合には、保護期間は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。ただし、保護期間は、著作物の本国において定められる保護期間を超えることができないものとする。

(3) 映画の著作物、写真の著作物及び映画又は写真に類似する方法で作られた著作物並びに応用美術の著作物については、保護期間は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。ただし、保護期間は、著作物の本国において定められる保護期間を超えることができないものとする。

(4) 無名又は変名の著作物については、保護期間は、公表の後五十年とする。ただし、著作物の用いた変名がその著作物を示すことについて疑いがない場合には、保護期間は、(1)に定める保護期間とする。無名又は変名の著作物の著作物が第一文の期間内にその著作物の著作物であることを明らかにする場合には、適用される保護期間は、(1)に定める保護期間とする。

(5) (3)及び(4)に規定する著作物の範囲に属しない遺作については、相続人その他の承継人のため

の保護期間は、その著作物の死後五十年で満了する。

(6) 著作物の死後の保護期間及び(3)から(5)までに定める保護期間は、著作物の死亡の時又は著作物の公表の時から始まる。ただし、これらの保護期間は、それらの事実が発生した年の翌年の一月一日から計算する。

第七條の二

著作物の共同著作物の共有に属する著作権の存続期間は、共同著作物のうちの最後の生存者の死亡の日によつて計算する。

第八條

文学的及び美術的著作物の著作物でこの条約によつて保護されるものは、その著作物に関する権利の存続期間中、その著作物を翻訳し又はその翻訳を許諾する排他的権利を享有する。

第九條

(1) いずれかの同盟国の新聞紙又は定期刊行物において公表された連載小説、短編小説その他目的のいかんを問はずすべての文芸、学術又は美術の著作物は、著作物の承諾なしには他の国において複製することができない。

(2) 経済上、政治上又は宗教上の時事問題を論議する記事は、その転載が明示的に禁止されていない場合には、新聞雑誌に転載することができ。ただし、その出所は、常に明示しなければならない。この義務の違反に対する制裁は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

第十條

(1) すべての同盟国において、新聞紙及び定期刊行物の記事からの短い引用は、新聞雑誌の要約の形で行うものであつても、適法とされる。

(2) 教科用刊行物、学術的性質を有する刊行物又は抜粋編集物のために、その目的上正当な範囲内で、文学的又は美術的著作物から適法に抜粋

を行うことについては、同盟国の法令又は同盟国間の現行の若しくは将来締結される特別の取極の定めるところによる。

(3) 引用及び抜粋を行うに際しては、出所(著作人名が表示されているときは、これを含む。)を明示する。

第十條の二

写真、映画又は放送により時事の事件を報道する際に、文学的又は美術的著作物の小部分を記録し、複製し及び公に伝達する場合の条件については、同盟国の法令の定めるところによる。

第十一條

(1) 演劇用又は楽劇用の著作物及び音楽の著作物の著作物は、次条及び第十三条の規定によるもののほか、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

(i) 著作物を公に上演し及び演奏すること。

(ii) 著作物の上演及び演奏を何らかの手段により公に伝達すること。

(2) 演劇用又は楽劇用の著作物の著作物は、その著作物に関する権利の存続期間中、その著作物の翻訳物についても、(1)の権利を享有する。

(3) 著作物は、この条の保護を受けるためには、著作物の公表の際に公の上演又は演奏を禁止することを要しない。

(1) 文学的及び美術的著作物の著作物は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

(i) 著作物を放送すること又は記号、音若しくは影像を無線で送るその他の手段により著作物を公に伝達すること。

(ii) 放送された著作物を原放送機関以外の機関が有線又は無線で公に伝達すること。

(iii) 放送された著作物を拡声機又は記号、音若しくは影像を伝えるその他の類似の器具を用いて公に伝達すること。

第十一條の二

(1)に定める権利を行使する条件は、同盟国の法令の定めるところによる。ただし、その条件

は、これを定めた国においてのみ効力を有する。その条件は、著作者の人格権を害するものであつてはならず、また、協議が成立しないときに権限のある機関が定める公正な補償金を受ける著作者の権利を害するものであつてはならない。

(3) (1)の規定に基づいて与えられた許諾には、別段の定めがない限り、放送される著作物を音又は影像を固定する器具を用いて記録することの許諾を含まない。もつとも、放送機関が自己の手段により自己の放送のために行う一時的記録の制度は、同盟国の法令の定めるところによる。当該法令は、その一時的記録が資料として特別の性質を有することを理由として、これを公的な記録保存所に保存することを認めることができる。

第十一条之三
文学的著作物の著作者は、その著作物の公の朗読を許諾する排他的権利を享有する。

第十二条
文芸、学術又は美術の著作物の著作者は、その著作物の翻案、編曲その他の改作を許諾する排他的権利を享有する。

第十三条

(1) 音楽の著作物の著作者は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

(i) 音楽の著作物を機械的に再生するための用具に録音すること。

(ii) このように録音された著作物を(i)の用具によつて公に演奏すること。

(2) (1)に定める権利の行使に関する留保及び条件は、各同盟国に関する限り、その国の法令で定めることができる。ただし、その留保及び条件は、これを定めた国においてのみ効力を有する。その留保及び条件は、協議が成立しないときに権限のある機関が定める公正な補償金を受ける著作者の権利を害するものであつてはならない。

(3) (1)の規定の効力は、遡及しない。したがつて、

(1)の規定は、同盟国にあつては千九百八年十一月十三日にベルリンで署名された条約の効力発生前に、同日以後に同盟に加盟した国又は将来加盟する国にあつてはその加盟の日前に、その国において適法に機械的用具に録音された著作物については、適用しない。

(4) (2)及び(3)の規定に基づいて作成された録音物であつて、そのような録音が適法とされない同盟国に利害関係人の許諾を得ないで輸入されたものは、差し押さえることができる。

第十四条

(1) 文芸、学術又は美術の著作物の著作者は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

(i) 著作物を映画として翻案し及び複製すること並びにこのように翻案され又は複製された著作物を頒布すること。

(ii) このように翻案され又は複製された著作物を公に上演し及び演奏すること。

(2) 映画の著作物は、翻案され又は複製された著作物の著作者の権利を害することなく、原著物として保護される。

(3) 文芸、学術又は美術の著作物を原作とする映画の作品を他の美術形式に翻案することは、その映画の作品の著作者の許諾の権利を害することなく、原著物の著作者の許諾を必要とする。

(4) 文芸、学術又は美術の著作物を映画化する場合には、前条(2)に規定する留保及び条件は、適用されない。

(5) (1)から(4)までの規定は、映画に類似する他のすべての方法で作られた複製物又は製作物についても適用する。

第十四条之二

(1) 美術の著作物の原作品並びに作家及び作曲家の原稿については、その著作権(その死後においては、国内法令が資格を与える人又は団体)は、著作者が最初にその原作品及び原稿を譲渡した後に行われるその原作品及び原稿の売買の利益にあずかる譲渡不能の権利を享有する。

(2) (1)に定める保護は、著作者が国民である国の法令がこの保護を認める場合に限り、かつ、この保護が要求される国の法令が認める範囲内でのみ、各同盟国において要求することができるとする。

(3) 徴収の方法及び額は、各同盟国の法令の定めるところによる。

第十五条

(1) この条約によつて保護される文学的及び美術的著作物の著作者が、反証のない限り当該著作物の著作者と認められ、したがつて、その権利を侵害する者に対し同盟国の裁判所に訴えを提起することを認められるためには、その名が通常の方法により当該著作物に表示されていることと足りる。この(1)の規定は、著作者の用いた名が変名であつても、それがその著作者を示すことについて疑いがない限り、適用される。

(2) 無名の著作物及び(1)に規定する変名の著作物以外の匿名の著作物については、著作物にその名を表示されている発行者は、反証のない限り著作者を代表するものと認められ、この資格において、著作者の権利を保全し及び行使することができる。この(2)の規定は、著作者がその著作物の著作者であることを明らかにしてその資格を証明した時から、適用されなくなる。

第十六条

(1) 著作者の権利を侵害するすべての製作物は、当該著作物が法律上の保護を受ける同盟国の権限のある機関が差し押さえることができる。

(2) (1)の同盟国においては、当該著作物が保護を受けない国又は受けなくなつた国において作成された複製物をも差し押さえることができる。

(3) 差し押さは、各同盟国の法令に従つて行ふ。

第十七条

この条約は、法令又は諸規程により、権限のある機関が必要と認める場合に、著作物又は製作物の頒布、上演又は展示を許可し、取り締まり又は禁止することとする各同盟国政府の権能を何ら害するものではない。

第十八条

(1) この条約は、その効力発生の時に本国において保護期間の満了により既に公共のものとなつた著作物以外のすべての著作物について適用される。

(2) もつとも、従来認められていた保護期間の満了により保護が要求される同盟国において公共のものとなつた著作物は、その国において新たに保護されることはない。

(3) 前記の原則の適用は、これに関する同盟国間の現行の又は将来締結される特別の条約の規定に従う。このような規定がない場合には、各国は、自国に關し、この原則の適用に関する方法を定める。

(4) (1)から(3)までの規定は、同盟への新たな加盟の場合及び保護が第七条の規定の適用により又は留保の放棄によつて拡張される場合にも適用される。

第十九条

この条約は、同盟国の法令が定める一層寛大な規定の適用を求めるところを妨げるものではない。

第二十条

同盟国政府は、相互間で特別の取極を行う権利を留保する。ただし、その取極は、この条約が許与する権利よりも広い権利を著作者に与えるもの又はこの条約の規定に抵触する規定を有しないものでなければならぬ。この条件を満たす現行の取極の規定は、引き続き適用される。

第二十一条

(1) 「文学的及び美術的著作物保護同盟事務局」の名称で設立された国際事務局は、維持される。

(2) 国際事務局は、スイス連邦政府の管理の下に置かれる。スイス連邦政府は、国際事務局の組織を定め、かつ、その事務を監督する。

(3) 国際事務局の公用語は、フランス語とする。

第二十二条

(1) 国際事務局は、文学的及び美術的著作物についての著作者の権利の保護に関する各種の情報を収集し、編集し及び公表する。国際事務局は、同盟として共通の利益となる研究を行い、また、諸政府が提供する文書を参考資料として、同盟の目的に關係のある問題についてフランス語で定期刊行物を編集する。同盟国政府は、経験上必要と認められる場合には、国際事務局が他の一又は二以上の言語で別版を発行することを合意によつて許可する権利を留保する。

(2) 国際事務局は、文学的及び美術的著作物の保護に関する問題について、いつでも、同盟国の要請に応じ、その国が必要とする特別の情報を提供する。

(3) 国際事務局の事務局長は、その所管の事務について年次報告を作成し、これをすべての同盟国に送付する。

第二十三条

(1) 国際事務局の経費は、同盟国が共同して負担する。この経費は、新たな決定がされるまでの間、年額十二万金フラン(注)を超えてはならない。この額は、必要な場合には、同盟国の全員一致又は次条に規定する会議の全会一致の決定によつて増額することができる。

(注) この貨幣単位は、量目三十一分の十グラムであつて純分千分の九百である百サンチム(注)の金フランとする。

(2) 同盟国及び将来同盟に加盟する国は、経費総額に対する各国の分担額を定めるために六等級に分けられ、次に定める単位数に比例して経費を負担する。

一等級	二五単位
二等級	二〇単位
三等級	一五単位
四等級	一〇単位
五等級	五単位

六等級

三単位

(3) (2)の単位数にそれぞれ当該各等級の国の数を乗じて得た積の和で経費総額を除き、その商を一単位の経費額とする。

(4) 各国は、その加盟の際に、(2)の等級のいずれに属することを欲するかを宣言しなければならない。もつとも、各国は、その後いつでも、他の等級に属することを欲する旨を宣言することができる。

(5) スイス連邦政府は、国際事務局の予算を作成し、その支出を監督し、必要な立替えを行い、及び他のすべての同盟国政府に送付する年次計算書を作成する。

第二十四条

(1) この条約は、同盟の制度を完全なものにするような改善を加えるため、改正に付することができ。

(2) このような問題及び他の点で同盟の発展に關係がある問題は、同盟国で順次に開催する会議において、同盟国の代表が審議する。会議が開催される国の政府は、国際事務局の協力を得て、会議の準備を行う。事務局長は、会議に出席し、討議に参加するが、投票権を有しない。

(3) この条約のいかなる変更も、同盟を組織する国の全員一致の同意がない限り、同盟に対して効力を有しない。

第二十五条

(1) 同盟に属しない国でこの条約の目的とする権利について法律上の保護を確保するものは、その要請により、同盟に加盟することができる。

(2) 加盟は、書面によりスイス連邦政府に通告されるものとし、同政府は、これを他のすべての同盟国に通告する。

(3) 加盟は、当然に、この条約のすべての条項の受諾及びこの条約に定めるすべての利益の享受を伴うものとし、また、加盟する国が一層遅い日を指定しない限り、スイス連邦政府が他の同盟国に通告を発した日の後一箇月で効力を生ずる。

る。もつとも、加盟する国は、その加盟に際し、自分の間に翻訳に関する第八条の規定に代えて、千八百九十六年にパリで改正された千八百八十六年の同盟条約第五条の規定を適用する意図を有する旨を通告することができる。この場合において、同条約第五条の規定は、その国の一又は二以上の言語への翻訳についてのみ適用されるものと当然に了解される。

第二十六条

(1) いずれの同盟国も、その海外領域、植民地、保護領、信託統治地域又は自国が対外關係について責任を有するその他の領域についてこの条約を適用する旨を、書面によりいつでもスイス連邦政府に通告することができる。この場合には、この条約は、前条(3)の規定に従つて定められる日から、その通告において指定されたすべての領域について適用される。通告が行われない場合には、この条約は、それらの領域について適用されない。

(2) いずれの同盟国も、(1)に規定する通告の対象となつた領域の全部又は一部についてこの条約が適用されなくなる旨を、書面によりいつでもスイス連邦政府に通告することができる。この場合には、この条約は、スイス連邦政府によるその通告の受領の後十二箇月で、その通告において指定された領域について適用されなくなる。

(3) (1)及び(2)の規定に従つてスイス連邦政府に対して行われたすべての通告は、同政府によりすべての同盟国に通報される。

第二十七条

(1) この条約は、同盟国相互の關係においては、千八百八十六年九月九日のベルヌ条約及びこれを順次に改正した諸条約に代わる。従来実施されてきた諸条約は、この条約を批准しない同盟国との關係においては、引き続き適用される。

(2) この条約に署名した同盟国は、従前の留保の利益を引き続き維持することができる。ただし、批准書の寄託の時にその旨の宣言を行うことを条件とする。

(3) 現に同盟に属する国でこの条約に署名しないものは、第二十五条に規定する方式によりいつでもこの条約に加入することができる。この場合において、その国は、(2)の規定による利益を受けることができる。

第二十七条之二

この条約の解釈又は適用に関する二以上の同盟国の間の紛争で交渉によつて解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意する場合を除くほか、国際司法裁判所による決定のために同裁判所に付託される。紛争を国際司法裁判所に付託する国は、その旨を国際事務局に通報するものとし、国際事務局は、それを他の同盟国に通報する。

第二十八条

(1) この条約は、批准されなければならない。批准書は、遅くとも千九百五十一年七月一日までにブラッセルにおいて寄託する。批准は、その日付及び附屬するすべての宣言とともに、ベルギー政府によりスイス連邦政府に通報され、スイス連邦政府は、これを他の同盟国に通告する。

(2) この条約は、これを批准した同盟国の間において、千九百五十一年七月一日の後一箇月で効力を生ずる。ただし、同日前にこの条約が少なくとも六の同盟国によつて批准されたときは、この条約は、これらの同盟国の間においては六番目の批准書の寄託がスイス連邦政府によりこれらの同盟国に通告された後一箇月で、また、その後批准した同盟国についてはその批准書の寄託が通告された後一箇月で効力を生ずる。

(3) 同盟に属しない国は、千九百五十一年七月一日前は、千九百二十八年六月二日にローマで署名された条約又はこの条約に加入することにより同盟に加盟することができる。千九百五十一年七月一日以後は、これらの国は、この条約に

のみ加入することができる。千九百五十一年七月一日にこの条約を批准していない同盟国は、第二十五条に規定する方式によりこの条約に加入することができる。この場合において、これらの同盟国は、第二十七条(2)の規定による利益を受けることができる。

第二十九条

(1) この条約は、無期限に効力を有する。もつとも、いずれの同盟国も、スイス連邦政府に於てた書面による通告により、いつでもこの条約を廃棄する権利を有する。

(2) この条約は、スイス連邦政府により他のすべての同盟国に通達され、同政府による廃棄通告の受領の後十二箇月で、廃棄を行つた国についてのみ効力を生ずる。この条約は、他の同盟国については、引き続き効力を有する。

(3) いずれの同盟国も、その批准又は加入の日から五年の期間が満了するまでは、この条約に定める廃棄の権利を行使することができない。

第三十条

(1) 第七條(1)に定める五十年の保護期間を自国の法令に採用する同盟国は、その旨を書面によりスイス連邦政府に通報し、同政府は、これを他のすべての同盟国に直ちに通報する。

(2) 第二十五条及び第二十七条の規定に基づいて行われ又は維持された留保を放棄する同盟国についても、同様とする。

第三十一条

会議の公式文書は、フランス語で作成し、これと同一の内容のものを英語で作成する。公式文書の解釈に相違がある場合には、常にフランス文による。同盟国又は同盟国群は、その選択する言語による公式文書の公定訳文を国際事務局との取決めににより国際事務局に作成させることができる。これらの公定訳文は、会議の公式文書に含めてフランス文及び英文とともに公表する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条

約に署名した。

千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで本書一通を作成した。本書は、ベルギー外務貿易省に寄託する。その認証謄本一通は、外交経路を通じて各同盟国に送付される。

オーストラリアのために

政府の承認を条件として

W・J・ディグナム

オーストリアのために

ドクター クルト・フリーベルゲル

ベルギーのために

J・キューペール

アルベール・ギスラン

コピエテ・ド・ジブソン

J・アメル

マルセル・ヴァルキエ

P・レヒト

J・シュナイダー

C・デヴェルゼツガー

ブラジルのために

イルデフォンソ・マスカレニヤス・ダ・シルヴァ

カナダのために

ヴィクトル・ドレ

W・P・J・オミアラ

デンマークのために

ベント・ファルケンステイエルネ

トルベン・ルント

スペインのために

R・ソリアーノ

フィンランドのために

ラグナー・ヌメリン

Y・J・ハクリーネン

フランスのために

J・ド・オートクロック

マルセル・ブレザン

クロード・ベガン・ビルコック

ピュジェ

マルセル・ブーテ

M・ウエイス

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

ハロルド・ソーンダーズ

B・G・クルー

ギリシャのために

トリアンダフィラコス

マイケル・マンドラデイス

ハンガリーのために

Z・ヴィラグ

インドのために

R・S・マニ

アイルランドのために

エドワード・A・クレアリー

アイスランドのために

クリスチャン・アルベルツォン

イタリアのために

マッシモ・ピロツティ

アントニオ・ペンネッタ

レバノンのために

J・ハルフィッシュ

リヒテンシュタインのために

プリニオ・ボラ

ハンズ・モルフ

A・マルチョネリ

ルクセンブルグのために

ビエール・マジユリス

ド・ラ・フォンテーヌ

モロッコのために

J・ド・オートクロック

クロード・ベガン・ビルコック

モナコのために

M・ローズ

ノールウェーのために

C・F・スミット

ニュー・ジブラルドルのために

ハロルド・ソーンダーズ

パキスタンのために

A・F・M・K・ラーマン

オランダのために

H・C・ボートンハウゼン

ポーランドのために

ポルトガルのために

ジュリオ・ダントス

ジョゼ・ガリヤルド

ヴァチカンのために

ルイ・ピカール

フェルナンド・ファン・ゲートム

R・ヴァン・ド・ビュット

スウェーデンのために

ストゥーレ・ペトレン

スイスのために

プリニオ・ボラ

ハンズ・モルフ

A・マルチョネリ

シリアのために

シャティラ

チェコスロヴァキアのために

D・ラクシャニ

カレル・ペトルゼルカ

J・プロハーズカ

テニジアのために

J・ド・オートクロック

クロード・ベガン・ビルコック

南アフリカ連邦のために

J・クリスティー

ユーゴスラヴィアのために

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員会理事水野清君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

昭和四十九年五月二十一日 衆議院會議録第三十二号

日本国とベルギー王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件外二件 地方自治法の一部を改正する法律案

一二八四

〔水野清君登壇〕

○水野清君 たいだいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、ベルギー王国との文化協定について申し上げます。

本協定は、昭和四十四年以来ベルギー側より文化協定を締結したい旨の申し入れがあり、折衝の結果、昭和四十八年五月四日にブラッセルにおいて署名されたものであります。

本協定の内容は、両国の文化、科学、教育に関する機関の間の協力及び教授、学生その他の文化的活動等に従事する者の交換を奨励し、自国において相手国国民が研修し、技術を習得することとができるように便宜供与の方法を検討し、さらに一方の国で与えられる学位、資格証書が他方の国においても同等の価値が認められるよう研究すること等を規定しております。

次に、ギリシャ王国との航空協定について申し上げます。

本協定は、昭和四十八年一月十二日にアテネにおいて両国間で署名されたものであります。しかし、ギリシャは同年六月一日に王制を廃止し、共和制に移行いたしました。本協定を変更することなく発効させたいとのギリシャ政府の意思が確認されました。

本協定は、両国の航空企業が附属書に定められた路線で定期航空業務を行なうことを目的として、業務の開始及び運営に関する手続等を規定しております。

次に、ベルヌ条約のブラッセル改正条約について申し上げます。

本条約は、わが国も同盟の一員であるベルヌ同盟が、一九四八年にブラッセルにおいて条約改正会議を行なった結果、作成されたものであります。そのおもな内容は、著作物の保護期間を著作者の生存の間及びその死後最低五十年としたこと、無名、変名の著作物及び遺作の保護期間を定め

たこと、著作物の放送権を詳細に規定したこと、等であります。

なお、政府は、本条約締結に際して、従来行なってきた翻訳権に関する留保を一九八〇年末まで行なう方針であります。

ベルギー王国との文化協定及びギリシャ王国との航空協定は、参議院において承認された後、三月三十日に、また、ベルヌ条約のブラッセル改正条約は三月十九日に、それぞれ外務委員会に付託

されましたので、政府から提案理由の説明を聴取し、質疑を行ないました。詳細は会議録により御了承を願います。

かくして、ベルギー王国との文化協定及びギリシャ王国との航空協定は五月十七日質疑を終了し、採決を行ないましたところ、ベルギー王国との文化協定は全会一致をもって、また、ギリシャ王国との航空協定は多数をもって承認すべきものと議決いたしました。

次に、ベルヌ条約のブラッセル改正条約につきましても、五月二十一日質疑を終了し、採決を行ないましたところ、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一及び千八百八十六年九月九日に署名され、千八百九十六年五月四日にパリで補正され、千九百一十一年一月十三日にベルリンで改正され、千九百一十四年三月二十日にベルヌで補正され、千九百一十八年六月二日にローマで改正され、及び千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第三 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第三、地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。

地方自治法の一部を改正する法律案

右 昭和三十九年三月五日

内閣総理大臣 田中 角榮

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第七号中「騒音防止を、公害の防止に」、「保健衛生」を「環境の整備保全、保健衛生及び」に改め、同条第六項第一号中「電源開発」の下に、「上水道を」、「運河」の下に、「下水道を」、「維持管理」の下に、「産業廃棄物の処理」を加え、同条第十四項の次に次の一項を加える。

地方公共団体は、他の地方公共団体と協力して、住民の生活圏の広域化に対応する総合的かつ計画的な行政の運営に努めなければならない。

第八十四条中「但し」を「ただし」に、「第百条第四項」を「第百条第三項」に改める。

第百七十条第二項第一号及び第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「物品」を「物品(基金に属する動産を含む。の)」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第五号及び第六号中「行なう」を「行う」に改める。

第百九十七条中「三年」を「四年」に、「但し」を「ただし」に改める。

第百九十九条第二項中「第二条第十三項及び第十四項」を「第二条第十三項から第十五項まで」に改める。

第二百二十五条中「第二百三十八条の四第三項」を「第二百三十八条の四第四項」に改める。

第二百三十八条の二第二項中「第二百三十八条の四第三項」を「第二百三十八条の四第二項の規定による行政財産である土地の貸付け若しくはこれに対する地上権の設定若しくは同条第四項に改める。

第二百三十八条の四第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「行政財産」の下に、「次に定めるものを除くほか」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定める用途に供させるため、政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。この場合においては、次条第二項及び第三項の規定を準用する。

第二百四十三条の二第一項中「物品若しくは」を「物品(基金に属する動産を含む。若しくは)」に改める。

第二百五十八条中「第九条」を「第九条から第十三条まで」に改める。

第二百八十一条第二項及び第三項を次のように改め、同条第四項及び第五項を削る。

特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理することとされているものを除き、その公共事務並びに法律又はこれに基づく政令により市に属する事務及び法律又はこれに基づく政令により特別区に属する事務のほか、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

第二条第五項及び第十項の規定は特別区に、同条第七項の規定は都及び特別区に準用する。

第二百八十一条の三第六項中「第二項」を「第一項」に、「第四項」を「前項」に改め、同条第一項及び第五項を削る。

第二百八十二条第二項中「都は」の下に、「都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため」を加え、「及び第三項」を削り、「前条第

二項及び第四項(同条第六項)を「前条第一項及び第三項(同条第四項)に改める。

第二百八十二条の二第二項中「第二百八十一条第三項又は前条第一項若しくは」を「前条第一項又は」に改める。

第二百八十三条第二項中「第二百八十一条第二項第十三号から第二十号までに掲げる特別区に属する事務に属するもの及び第二百八十一条の三第二項(同条第六項)を「法律又はこれに基づき政令により市に属する事務で第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされているもの」に属するもの及び第二百八十一条の三第一項(同条第四項)に「特別区の長を「特別区の区長」に改める。

第二百八十五条を次のように改める。

第二百八十五条 市町村の事務又は市町村長若しくは市町村の委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務に属し、広域にわたる総合的な計画を共同して作成し、これらの事務の管理及び執行についてその計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにこれらの事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に共同処理するための市町村の一部事務組合については、市町村の共同処理しようとする事務が他の市町村の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを設けることを妨げるものではない。

第二百八十七条第三項中「管理者の下に(次条第三項の規定により管理者に代えて理事会を置く第百八十五条の一部事務組合にあつては、理事)を加え、同条の次に次の二条を加える。

第二百八十七条の二 第二百八十五条の一部事務組合の規約には、前条第一項各号に掲げるもののほか、当該一部事務組合の作成する広域にわたる総合的な計画の項目について規定を設けるものとする。

第二百八十五条の一部事務組合の規約には、その議会の議決すべき事件のうち当該一部事務組合を組織する市町村の一部に係るものその他特別の必要があるものの議決の方法について特別の規定を設けることができる。

第二百八十五条の一部事務組合には、当該一部事務組合の規約で定めるところにより、管理者に代えて、理事をもつて組織する理事会を置くことができる。

前項の理事は、当該一部事務組合を組織する市町村の長又は当該市町村の長が当該市町村の議会の同意を得て当該市町村の議員のうちから指名する者をもつて充てる。

第二百八十七条の三 一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものについて当該議会の議決があつたときは、当該一部事務組合の管理者(前条第三項の規定により管理者に代えて理事会を置く第百八十五条の一部事務組合にあつては、現事会。第二百九十一条第一項及び第二項において同じ。)は、その結果を当該一部事務組合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。

第三編第三章中第二百九十三条の次に次の一条を加える。

第二百九十三条の二 この法律に規定するもののほか、地方公共団体の組合の規約に関する事項その他本章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十六条中「第二百五十二条の十九第一項に規定する」を削る。

附則第十七条を削り、附則第十八条を附則第十七条とする。

附則第十九条を附則第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

昭和四十九年五月二十一日 衆議院會議録第三十二号 地方自治法の一部を改正する法律案

第十九条 第二百八十一条第二項及び第二百八十一条の三第一項に規定するもののほか、特別区又は特別区の区長は、当分の間、法律又はこれに基づく政令により保健所を設置する市(保健所法(昭和二十二年法律第百一号)第一条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。)に属する事務又は保健所を設置する市の市長の権限に属する事務を処理し、又は管理し、及び執行する。ただし、政令で特別の定めをするものは、この限りでない。

2 特別区に係るこの法律の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第二百八十二条第二項		第二百八十一条第二項	
準用する場合を含む。)		準用する場合を含む。)	
ものに関するもの及び		もの及び法律又はこれに基づく政令により保健所を設置する市(保健所法(昭和二十二年法律第百一号)第一条の規定に基づく政令で定める市をいう。)に属する事務で附則第十九条第一項の規定により特別区が処理することとされているものに関するもの並びに	
準用する場合を含む。)		準用する場合を含む。)	
第一項		第一項	
準用する場合を含む。)		準用する場合を含む。)	
第一項		第一項	

別表第一中第二号を第二号の二とし、同号の次に次の六号を加える。

二の三 公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)の定めるところにより、公害防止計画基本方針について意見を述べること。

二の四 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、条例でばいじん又は有害物質に係る排出基準の特例を定め、及びばいじんや酸化物に係るばい煙発生施設で季節により燃料の使用量に著しい変動があるものが密集して設置されている地域を指定する政令の制定若しくは改廃の立案又は改廃の立案若しくは改廃の立案に係る排出基準の特例の排出基準の設定、変更若しくは廃止について意見を述べること。

二の五 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、条例で排出水の排出基準の特例を定め、及び公共用水域の水質の測定を行うこと。

二の六 瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和四十八年法律第百十号)の定めるところにより、特定施設の設置等の許可について意見を述べること。

二の七 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和四十四年法律第九十号)の定めるところにより、事業活動その他の人の活動に伴って生じた相当範囲にわたる著しい大気汚染又は水質汚濁の影響による疾病が多発している地域を指定する政令の制定又は改廃の立案について意見

昭和四十九年五月二十一日 衆議院會議録第三十二号 地方自治法の一部を改正する法律案

見を述べること。

二の八 公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の定めるところにより、公害防止事業団が作成する事業実施計画について協議すること。

別表第一中第一号の二十三を第一号の二十六とし、同号の次に次の一号を加える。

二 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の定めるところにより、原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域の指定等について意見を述べ、これらの地域に関する保全事業を実施し、及び都道府県自然環境保全地域を指定する等の事務を行うこと。

別表第一中第一号の二十二を第一号の二十五とし、第一号の二十一を第一号の二十三とし、同号の次に次の一号を加える。

一の二十四 過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、過疎地域振興方針に基づいて作成される市町村過疎地域振興計画について協議し、市町村に協力して講じようとする措置の計画を定め、過疎地域における基幹道路を整備し、及び無医地区の医療の確保に必要な措置を講ずる等の事務を行うこと。

別表第一中第一号の二十を第一号の二十二とし、第一号の十一から第一号の十九までを二号ずつ繰り下げ、同表第一号の十中「意見を述べ、近郊緑地特別保全地区内に標識を設け、及び近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行なう」を「意見を述べる」に改め、同号を同表第一号の十二とし、同表中第一号の九を第一号の十一とし、第一号の八を第一号の十とし、同表第一号の七中「意見を述べ、近郊緑地特別保全地区内に標識を設け、及び近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行なう」を「意見を述べる」に改め、同号を同表第一号の九とし、同表中第一号の三から第一号の六までを二号ずつ繰り下げ、第一号の二の次に次の二号を加える。

一の三 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律(昭和四十八年法律第六十一号)の定めるところにより、避難施設緊急整備地域の指定について意見を述べ、並びに避難施設緊急整備計画及び防災営農施設整備計画を作成すること。

一の四 交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第一百十号)の定めるところにより、都道府県交通安全計画及び都道府県交通安全実施計画を作成し、並びにこれらの的確かつ円滑な実施を図るため必要な措置を講ずること。

別表第一第九号を次のように改める。

九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、一般廃棄物の処理及び大掃除の実施について計画を定め、一般廃棄物の収集、運搬及び処分をし、土地又は建物の占有者に対して一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示し、並びに一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可に関する事務を行うこと。(都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。)

別表第一第九号の二から第九号の四までを削る。

別表第一第十三号の次に次の一号を加える。
十三の二 動物の保護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号)の定めるところにより、犬及びねこを引き取り、並びに負傷動物等を収容すること。

別表第一第十七号の二中「行なう健康診査を行なう健康診査、老人医療費の支給」に改め、同表中第二十号の六を第二十号の九とし、同号の次に次の一号を加える。

二十の十 港灣労働法(昭和四十年法律第二百十号)の定めるところにより、港灣雇用調整計画について意見を述べること。

別表第二十号の五を第二十号の八とし、第二十号の四を第二十号の五とし、同号の次に次の二号を加える。

二十の六 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)の定めるところにより、勤労青少年福祉対策基本方針について意見を述べること。

二十の七 勤労婦人福祉法(昭和四十七年法律第一百三十三号)の定めるところにより、勤労婦人福祉対策基本方針について意見を述べること。

別表第一中第二十号の三を第二十号の四とし、第二十号の二を第二十号の三とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の定めるところにより、市町村長が行う児童手当の支給に要する費用の一部を負担すること。

別表第一第二十一号の二中「昭和三十三年法律第三十三号」を「昭和四十四年法律第六十四号」に、「一般職業訓練所」を「職業訓練基本計画について意見を述べ、及び専修職業訓練校に改め、同表中第二十二号から第二十二号の四までを削り、第二十二号の五を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、地方卸売市場の開設及び廃止並びに地方卸売市場における卸売業務の許可に関する事務等を行うこと。

別表第一第二十三号の四を次のように改める。

二十三の四 土地改良法及びこれに基づく政令の定めるところにより、土地改良長期計画について意見を述べ、土地改良事業に参加する資格を有する者等の申請に基づく都道府県営土地改良事業の施行に関する事務を行ない、国営土地改良事業の適否の決定等について協議し、及び市町村特別申請事業の申請について同意を与える等の事務を行うこと。

別表第一第二十三号の七の次に次の一号を加える。

二十三の八 農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第一百十二号)の定めるところにより、市町村が定める農村地域工業導入実施計画について協議すること。

別表第一第二十六号の十二中「昭和三十三年法律第七十九号」を「及びこれに基づく政令」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同表第二十六号の十九とし、同表中第二十六号の十一を第二十六号の十六とし、同号の次に次の二号を加える。

二十六の十七 都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)の定めるところにより、緑地保全地区内に標識を設け、及び緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行うこと。

二十六の十八 下水道法及びこれに基づく政令の定めるところにより、公共の水域又は海域ごとに流域別下水道整備総合計画を作成し、及び流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うこと。

別表第一中第二十六号の十を第二十六号の十五とし、第二十六号の九を第二十六号の十四とし、第二十六号の八を第二十六号の十二とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の十三 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、新都市基盤整備事業を施行し、及び日本住宅公団が施行する新都市基盤整備事業に係る土地整理の施行計画について意見を述べること。

別表第一中第二十六号の七を削り、第二十六号の六を第二十六号の十とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の十一 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地再開発事業を施行すること。

別表第一中第二十六号の五を第二十六号の八とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の九 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)の定めるところにより、有線テレビジョン放送施設に係る許可又は不許可の処分について意見を述べること。

別表第一中第二十六号の四を第二十六号の七とし、同表第二十六号の三「金属鉱物探鉱促進事業団法」を「金属鉱業事業団法」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同表第二十六号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の六 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第百五号)の定めるところにより、石油パイプライン基本計画の作成及び石油パイプライン事業等の許可について意見を述べること。

別表第一第二十六号の二「定める」の下に、「鉱害復旧長期計画について意見を述べ」を加え、「認可を受けた者」を「石炭鉱害事業団」に、「交付する」を「交付する等の事務を行う」に改め、同号を同表第二十六号の四とし、同表第二十六号の次に次の二号を加える。

二十六の二 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)の定めるところにより、沿岸水産資源開発区域を指定し、及び沿岸水産資源開発計画を作成する等の事務を行うこと。

二十六の三 真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第九十六号)の定めるところにより、調整規程の認可等について意見を述べること。

別表第一第二十七号の二に次の一号を加える。

二十七の三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の定めるところにより、急傾斜地崩壊危険区域内に標識を設置し、急傾斜地崩壊防止工事を施行し、及び災害危険区域を指定すること。

別表第一第二十八号の五中「(昭和三十一年法律第七号)」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「日本道路公団の行」を「日本道路公団若しくは地方道路公社の行」に、「若しくは阪神高速道路公団の管理する」を「阪神高速道路公団若しくは地方道路公社の管理する」に改め、同表第二十八号の十三を第二十八号の十四とし、第二十八号の十二を第二十八号の十三とし、第二十八号の十一を第二十八号の十二とし、第二十八号の十を削り、第二十八号の九を第二十八号の十一とし、第二十八号の八を第二十八号の十とし、第二十八号の七の次に次の二号を加える。

二十八の八 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)の定めるところにより、地方道路公社の定款において定めるべき道路の整備に関する基本計画について同意を与えること。

二十八の九 工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)の定めるところにより、工業用地下水の採取を規制する地域を指定する政令又は政廃の立案について意見を述べること。

昭和四十九年五月二十一日 衆議院会議録第三十二号 地方自治法の一部を改正する法律案

別表第一第三十六号中「個室付浴場業」の下に「及びモーター営業」を加え、同表第三十八号中「円滑を図るため」を「円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止するため」に、「行なう」を「行う」に改める。

別表第二第一号(一)中「行なう」を「行う」に改め、「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(二)を削り、同号(三)中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(一)の三を(二)とし、(四)を削り、(一)の五を(一)の三とし、(三)を削り、(四)を(三)とし、その次に次のように加える。

(四) 動物の保護及び管理に関する法律の定めるところにより、犬及びねこを引き取り、並びに負傷動物等を収容すること。(政令で定める市に限る。)

別表第二第一号(五)中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(五)の二及び(五)の三「行なう」を「行う」に改め、「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(五)の三の次に次のように加える。

(五) 都市緑地保全法の定めるところにより、緑地保全地区内に標識を設け、及び緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行うこと。(指定都市に限る。)

別表第二第一号(六)中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同表第二号中(二)の二十を(二十三)とし、(二十九を(二十二)とし、(二十八を(二十一)とし、(二十七を(十九とし、その次に次のように加える。

(二十) 過疎地域対策緊急措置法の定めるところにより、市町村過疎地域振興計画を定めること。

別表第二第二号中(二)の十六を(十八とし、(二)の十五を(十七とし、(二)の十四を(十六とし、(二)の十三を(十五とし、(二)の十二を(十四とし、(二)の十一を(十三とし、(二)の十を(十二とし、(二)の九を(十一とし、(二)の八を(十とし、(二)の七を(九とし、(二)の六を(八とし、(二)の五を(七とし、(二)の四を(六とし、(二)の三を(五とし、(二)の二の次に次のように加える。

(二)の三 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律の定めるところにより、避難施設緊急整備計画及び防災官署施設整備計画の作成等について意見を述べ、並びに避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施すること。

(二)の四 交通安全対策基本法の定めるところにより、市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画を作成し、並びにこれらの的確かつ円滑な実施を図るため必要な措置を講ずること。

昭和四十九年五月二十一日 衆議院會議録第三十二号 地方自治法の一部を改正する法律案

別表第二号(五)及び(六)を次のように改める。

- (五) 自然環境保全法の定めるところにより、自然環境保全地域の指定等について意見を述べ、並びに原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全事業を実施すること。
- (六) 水質汚濁防止法の定めるところにより、公共用水域の水質の測定を行うこと。

別表第二号(六)の次に次のように加える。

- (六の二) 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の定めるところにより、指定地域の指定等について意見を述べ、及び条例で当該地域に係る騒音の規制基準の特例を定めること。
- (六の三) 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)の定めるところにより、規制地域の指定及び当該地域に係る悪臭物質の規制基準の設定について意見を述べること。
- (六の四) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三十九号)の定めるところにより、都道府県知事が行う農用地土壌汚染対策地域の指定及び農用地土壌汚染対策計画の承認の申請について意見を述べること。
- (六の五) 瀬戸内海環境保全臨時措置法の定めるところにより、特定施設の設置等の許可について意見を述べること。

(六の六) 公害防止事業団法の定めるところにより、公害防止事業団が作成する事業実施計画に關し都道府県知事が行う協議について意見を述べること。

別表第二号(十一)を次のように改める。

- (十一) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、一般廃棄物の処理及び大掃除の実施について計画を定め、一般廃棄物の収集、運搬及び処分をし、土地又は建物の占有者に対して一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示し、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを維持管理し、並びに一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可に関する事務を行うこと。

別表第二号中(二十)から(二十の四)までを削り、(二十一)を(二十)とし、その次に次のように加える。

- (二十一) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、都道府県知事が行う農業振興地域の指定について協議し、及び農業振興地域整備計画を作成する等の事務を行うこと。
- (二十一の二) 農村地域工業導入促進法の定めるところにより、都道府県が定める農村地域工業導入実施計画について意見を述べること。

別表第二号(二十二)の次に次のように加える。

- (二十二の二) 土地改良法及びこれに基づく政令の定めるところにより、土地改良区等の土地改良事業計画の概要等について意見を述べ、及び国又は都道府県が行う土地改良事業に係る土地改良事業計画等について協議する等の事務を行うこと。

別表第二号(二十四)の次に次のように加える。

- (二十四の二) 海洋水産資源開発促進法の定めるところにより、沿岸水産資源開発区域の指定及び沿岸水産資源開発計画の作成等について意見を述べること。
- (二十四の三) 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の定めるところにより、採取計画の認可について意見を述べること。

別表第二号(二十五)の十中「定めるところにより」の下に「、流域別下水道整備総合計画及び流域下水道の事業計画について意見を述べ」を加え、「行なり」を「行い、並びに下水の処理区域内におけるくみ取便所を水洗便所に改造することを命ずる等の措置を講ずる」に改め、同号中(二十五の十を(二十五の十三とし、その次に次のように加える。

- (二十五の十四) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の定めるところにより、急傾斜地崩壊危険区域の指定について意見を述べること。
- (二十五の十五) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の定めるところにより、災害危険区域を指定すること。(建築主事を置く市町村に限る。)

別表第二号中(二十五の九を(二十五の十一とし、その次に次のように加える。

- (二十五の十二) 都市緑地保全法の定めるところにより、緑化協定を認可すること。

別表第二号中(二十五の八を(二十五の十とし、(二十五の七を(二十五の九とし、(二十五の六を(二十五の七とし、その次に次のように加える。

- (二十五の八) 新都市基盤整備法及びこれに基づく政令の定めるところにより、新都市基盤整備事業を施行し、及び日本住宅公団が施行する新都市基盤整備事業に係る土地整理の施行計画について意見を述べること。

別表第二号中(二十五の五を削り、同号(二十五の四中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、

同号中二十五の四を二十五の五とし、その次に次のように加える。

(二十五の六) 都市再開発法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地再開発事業を施行すること。

別表第二第二号中二十五の三を二十五の四とし、二十五の二を二十五の三とし、二十五の次に次のように加える。

(二十五の二) 石油パイプライン事業法の定めるところにより、石油の流出その他の事故が発生し、危険な状態となつた場合において講ずべき措置について石油パイプライン事業者と協議すること。

別表第二第二号二十六の五中「道路整備特別措置法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「若しくは阪神高速道路公団の管理する」を「阪神高速道路公団若しくは地方道路公社の管理する」に改め、同号中二十六の十一を二十六の十三とし、二十六の十を二十六の十二とし、同号二十六の九中「住宅地区改良法」の下に「(昭和三十五年法律第八十四号)」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同号中二十六の九を二十六の十一とし、二十六の八を二十六の十とし、二十六の七の次に次のように加える。

(二十六の八) 地方道路公社法の定めるところにより、地方道路公社の定款において定めるべき道路の整備に関する基本計画について同意を与えること。

(二十六の九) 工業用水法の定めるところにより、工業用地下水の採取を規制する地域を指定する政令の制定又は改廃の立案について意見を述べること。

別表第三第一号(一)の六及び(一)の九中「受理し、及び」に、「勧告をし、近郊緑地特別保全地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けないでこれらの行為を行つた者又は許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして近郊緑地特別保全地区内の土地又は建物内に立入検査させる等の事務を行なう」を「勧告をする」に改め、同号(三)中「行ない」を「行い」に、「危険物取扱主任者」を「危険物取扱者」に、「行ない」を「行う」に改め、同号中四の五を四の六とし、その次に次のように加える。

(四の七) 地方公共交通事業の経営の健全化の促進に関する法律(昭和四十八年法律第五十九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である交通事業再建団体について、交通事業再建計画の変更を承認し、交通事業再建計画の実施の状況を監査し、及び再建事業の業務の執行について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号中四の四を四の五とし、四の三を四の四とし、四の二の次に次のように加える。

(四の三) 自動車重量税と税法(昭和四十六年法律第九十号)の定めるところにより、市町村に譲与すべき自動車重量税と税の額の算定及び譲与に関する事務を行うこと。

別表第三第一号(五)中「登録」及び「又は出張所」を削り、同号(五)の五を次のように改める。

(五の五) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、都市計画区域内の土地を有償で譲渡しようとする者からの届出を受理し、土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定める等都市計画区域内の土地の先買に関する事務を行い、並びに土地開発公社の設立、解散及び定款の変更を認可し、並びに土地開発公社から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号中五の十二を五の十三とし、五の十一を五の十二とし、五の十を五の十一とし、五の九を五の十とし、五の八を五の九とし、五の七を五の八とし、五の六を五の七とし、五の五の次に次のように加える。

(五の六) 過疎地域対策緊急措置法の定めるところにより、過疎地域振興方針を定めること。

別表第三第一号(九)中「基づく」を「基づく」に、「及び特別保護地区」を「特別保護地区及び海中公園地区」に改め、同号(九)の二とし、その次に次のように加える。

(九の三) 公害対策基本法及びこれに基づく政令の定めるところにより、二以上の類型を設けて定められた環境基準のそれぞれの類型をあてはめる地域又は水域を指定し、及び公害防止計画を作成すること。

(九の四) 大気汚染防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、ばい煙発生施設又は粉じん発生施設の設置等の届出を受理し、これらの施設の構造等の改善若しくは使用の一時停止又は緊急時における必要な措置を命じ、大気汚染の状況を監視し、及びばい煙排出者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業場等に立入検査させる等の事務を行うこと。

(九の五) 水質汚濁防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の設置等の届出を受理し、特定事業場の汚水等の処理の方法等の改善若しくは排出水の排出の一時停止又は緊急時における必要な措置を命じ、公共用水域の水質の汚濁の状況を監視し、水質の測定に関する計画を作成し、及び特定施設の設置者等から必要な報告を求め、又は職員をして特定事業場に立入検査させる等の事務を行うこと。

(九の六) 騒音規制法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域を指定し、及び当該地域に係る騒音の規制基準を定めること。

昭和四十九年五月二十一日 衆議院會議録第三十二号 地方自治法の一部を改正する法律案

一一九〇

(九の七) 悪臭防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、規制地域を指定し、及び当該地域に係る悪臭物質の規制基準を定めること。

(九の八) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、農用地土壌汚染対策地域及び当該地域内における特別地区を指定し、農用地土壌汚染対策計画を定め、特別地区の区域内の農用地において指定農作物等の作付けを行わないように勧告し、農用地の土壌の汚染の状況を調査測定し、並びに職員をして農用地に立入検査させる等の事務を行うこと。

(九の九) 瀬戸内海環境保全臨時措置法の定めるところにより、特定施設の設置等の許可に関する事務を行い、及び許可を受けないで特定施設を設置した者等に対して当該特定施設の除却、操業の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずること。

(九の十) 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域に係る大気汚染又は水質汚濁の影響による疾病にかかっている者の認定、公害医療手帳の交付及び医療費等の支給に関する事務を行い、並びに保険医療機関等から必要な報告を求める等監督上必要な措置を講ずること。

(九の十一) 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、公害審査委員候補者名簿を作成し、並びに公害に係る紛争に関する和解の仲介、調停及び仲裁に関する事務を行うこと。

(九の十二) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者等の選任等の届出を受理し、これらの者の解任を命じ、及び特定事業者から必要な報告を求め、又は職員をして特定工場に立入検査させる等の事務(騒音発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務を除く)を行うこと。

別表第三第一号(八)の二の次に次のように加える。

(九) 自然環境保全法及びこれに基づく政令の定めるところにより、自然環境保全地域の特別地区、野生動物保護地区及び海中特別地区内の工作物の設置等の許可等に関する事務を行い、自然環境保全地域の普通地区内の工作物の設置等の届出の受理、当該届出に係る行為の禁止又は制限等に関する事務を行い、並びに工作物の設置者等から必要な報告を求め、又は職員をして自然環境保全地域の区域内の土地等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号十の三中(昭和四十三年法律第五十三号)の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「及び介護手当」を、「介護手当等」に改め、同号二十の二及び二十の三を次のように改める。

(二十の二) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、臨床検査技師又は衛生検査技師の免許の取消し又は名称の使用の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申し、及び衛生検査所の登録に関する事務を行うこと。

(二十の三) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、産業廃棄物に関する処理計画を定め、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の届出を受理し、これらの施設の改善若しくは使用の停止又は事業者の産業廃棄物の運搬、処分若しくは保管の方法の変更その他必要な措置を命じ、産業廃棄物処理業の許可及び業務の停止に関する事務を行い、並びに産業廃棄物処理業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業場等に立入検査させること。

別表第三第一号中(二十五の二)から(二十五の四)までを削り、(二十六の二)を(二十六の三)とし、(二十六の二)に次のように加える。

(二十六の二) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)の定めるところにより、特定建築物についての届出を受理し、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者についての処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申し、特定建築物について、維持管理の改善を命じ、又は使用を禁止し、若しくは制限する等の事務を行い、及び特定建築物所有者等から必要な報告を求め、又は職員をして特定建築物に立入検査させること。

別表第三第一号(二十八)中「基く」を「基づく」に改め、「販売の用に供する」を削り、「容器包装の製品」を「容器包装」に、「標示をし」を「表示をし」、食品、添加物、器具又は容器包装を製造し、又は加工した者に対しその製造し、又は加工した食品、添加物、器具又は容器包装について必要な検査を受けるべきことを命じ」に改め、同号(三十一)中(昭和二十五年法律第二百四十七号)の下に「及びこれに基づく政令」を加え、同号(三十五)を次のように改める。

(三十五) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の試験、免許及び業務の停止に関する事務を行い、施術所の開設等の届出を受理し、施術所について、使用を制限し、若しくは禁止し、又は構造設備の改善その他衛生上必要な措置を講ずべきことを命じ、並びに施術者等から必要な報告を求め、又は職員をして施術所に立入検査させること。

別表第三第一号(三十五)の次に次のように加える。

(三十五の二) 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)及びこれに基づく政令の定めるところに

より、柔道整復師の試験、免許及び業務の停止に関する事務を行い、施術所の開設等の届出を受理し、施術所について、使用を制限し、若しくは禁止し、又は構造設備の改善その他衛生上必要な措置を講ずべきことを命じ、並びに施術所の開設者等から必要な報告を求め、又は職員をして施術所に立入検査させること。

(三十五)の三 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三十七号)の定めるところにより、理学療法士及び作業療法士についての免許の取消し又は名称の使用の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申すること。

(三十五)の四 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)の定めるところにより、視能訓練士についての免許の取消し又は名称の使用の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申すること。

別表第三第一号(四十)中「又は覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤原料輸入業者等」に、「取消」を「取消し」に、「取締」を「取締り」に改め、同号(四十一)中「(昭和二十五年法律第三十三号)の下に」及びこれに基づく政令を、「特定毒物研究者」の下に「対して廃棄物の回収若しくは毒性の除去等を命じ、これらの者を加え、並びに」を削り、「取消」を「取消し」に、「具申する」を「具申し、並びに特定家庭用品の製造業者に対してその製造方法等の改善を命ずる」に改め、同号(四十五)中「身体障害者福祉法」の下に「及びこれに基づく政令を加え、更生援護施設を、身体障害者更生援護施設の設定等の届出を受理し、」に改め、同号(五十一)及び(五十五)中「基づく」を「基づく」に、「価格」を「価額」に改め、同号(五十五)の二中「行ない」を「行い」に、「並びに被保険者又は受給権者に関する調査をする」を「被保険者又は受給権者に関する調査をし、並びに国民年金事務組合が被保険者の行うべき届出の委託を受けることを認可する」に、「行なう」を「行う」に改め、同号(五十八)の二中「(昭和四十年法律第二十号)」を削り、同号(五十九)の五を(五十九)の六とし、(五十九)の四を(五十九)の五とし、同号(五十九)の三「職業訓練の実施に関する基本的な計画」を「都道府県職業訓練計画」に改め、「技能検定」の下に「並びに職業訓練法人、職業訓練法人連合会及び都道府県技能検定協会の設立、定款の変更等の認可」を加え、「行ない」を「行い」に、「事業内職業訓練」を「事業主等の行う職業訓練」に、「行なう事業主」を「行う事業主等」に、「又は改善を勧告する」を「について必要な勧告をする」に、「行なう」を「行う」に改め、同号(五十九)の三を(五十九)の四とし、(五十九)の二を(五十九)の三とし、(五十九)の次に次のように加える。

(五十九)の二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、失業保険の加入及び保険関係の消滅の認可、事業主が同一人である二以上の継続事業に関する保険関係に関する認可及び指定並びに労働保険事務組合に関する認可等を行うこと。

別表第三第一号(六十二)から(六十二)の五までを削り、(六十二)の六を(六十二)とし、(六十二)の七を(六十二)の二とし、(六十三)を次のように改める。

(六十三) 卸売市場法及びこれに基づく政令の定めるところにより、都道府県卸売市場整備計画を定め、及び中央卸売市場の開設者若しくは卸売業者から必要な報告を求め、又は職員をしてこ

れらの者の事務所等に立入検査させること。

別表第三第一号(六十三)の次に次のように加える。

(六十三)の四 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、農業者年金基金の業務の一部の受託者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させること。

(六十三)の五 農業振興地域整備法(昭和四十二年法律第七号)の定めるところにより、農業振興地域整備基本方針の作成及び農業振興地域の指定に関する事務を行ない、市町村の定める農業振興地域整備計画を認可し、その変更を指示し、農用地利用計画の案についての審査の申立てについて裁決し、並びに市町村長の勧告に係る農用地利用計画において指定した用途に供するための土地の所有権の移転等に関する調停を行うこと。

(六十三)の六 農村地域工業導入促進法の定めるところにより、農村地域工業導入基本計画を定めること。

別表第三第一号(六十五)の次に次のように加える。

(六十五)の六 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、登録格付機関の登録及びその行う格付の停止に関する事務を行い、登録格付機関等に対して格付の改善又は格付の表示の除去若しくはまつ消を命じ、製造業者等に対して品質に関する表示の基準を守るべき旨を指示し、並びに製造業者等から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号(六十六)を次のように改める。

(六十六) 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、農薬販売業者の届出を受理し、水質汚濁性農薬の使用についてあらかじめ許可を受けるべき旨を定め、改良普及員又は病害虫防除員に準ずる者を指定し、並びに農薬販売業者等から必要な報告を求め、又は職員をして必要な場所に立入検査させること。

別表第三第一号(六十七)中「行なう」を「行い」に、「市町村の指定」を「市町村及び果実の品質の低下を共済事故とする地域の指定」に、「行ない」を「行い」に改め、同号(六十七)の次に次のように加える。

(六十七)の二 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法(昭和四十八年法律第七十九号)の定めるところにより、畑作物共済事業及び園芸施設共済事業を行う農業共済組合及び市町村の指定並びに指定組合等が行う畑作物共済事業又は園芸施設共済事業に係る共済約款等の認可に関する事務を行い、指定畑作物に係る収穫物の単位当たり価格を定め、並びに指定組合等又

昭和四十九年五月二十一日 衆議院會議録第三十二号 地方自治法の一部を改正する法律案

は指定連合会から必要な報告を求めること。

別表第三第一号(六十八)の三)の次に次のように加える。

(六十八)の四 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の定めるところにより、農水産業協同組合の解散の認可をした場合等にその旨を農水産業協同組合貯金保険機構に通知し、及び農水産業協同組合に対して必要な命令をすること。

別表第三第一号(七十)中「基く」を「基づく」に、「並びに小作地及び小作採草放牧地について」を「市街化区域内の農地の転用等の届出を受理し、小作地に係る」に、「買取令書」を「小作地に係る買取令書」に、「売渡」を「売渡し」に、「並びに開発して」を「農地又は採草放牧地の利用関係の紛争について和解の仲介に関する事務を行い、並びに開発して」に、「農業委員会のした処分に対する審査請求に対する裁決」を「市町村又は農業協同組合が草地利用権を取得することにつき土地所有者との協議がととのわない場合等に裁定」に改め、同号(七十一)中「行ない」を「行い」に、「かんがい排水施設等」を「農業用排水施設等」に、「農業協同組合又は共同の数人若しくは」を「農業協同組合等若しくは共同の数人又は」に、「行なう」を「行う」に、「土地改良財産の」を「土地改良財産を」に改め、同号(七十二)及び(七十二)の二を削り、(七十二)の三を(七十二)とし、同号(七十六)中「蚕糸業法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「取締」を「取締り」に、「蚕糸業者若しくは蚕糸業会等」を「蚕糸業者等」に改め、同号(七十九)を削り、(八十)を(七十九)とし、(八十一)を(八十)とし、(八十一)の二を(八十一)とし、(八十一)の三を(八十一)の二とし、(八十五)を次のように改める。

(八十五) 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、育種母樹、普通母樹等を指定し、これらの保護又は管理に必要措置を講ずること等を指示し、生産事業者等登録し、生産事業者等に対して表示義務等の違反の是正を命ずる等の事務を行い、及び生産事業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(八十七)中「行ない」を「行い」に、「及び」を「、及び」に、「及び山鳥の販売を許可し、並びに」に改め、同号(八十九)の二を削り、(八十九)の三を(八十九)の二とし、(八十九)の四を(八十九)の三とし、(八十九)の五を(八十九)の四とし、その次に次のように加える。

(八十九)の五 真珠養殖等調整暫定措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、真珠養殖等調整組合の組合員による臨時総会の招集の承認をし、組合員の請求に基づき真珠養殖等調整組合の業務又は会計の状況を検査し、及び真珠養殖等調整組合等から必要な報告を求め、又は職員をして真珠養殖等調整組合の事務所等に立入検査させること。

別表第三第一号(九十三)の五を削り、(九十三)の四を(九十三)の五とし、(九十三)の三を(九十三)の四とし、(九十三)の二を(九十三)の三とし、(九十三)の次に次のように加える。

(九十三)の二 水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和四十八年法律第百五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定区域を指定し、及び経営資金を貸し付けた融資機関から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させること。

別表第三第一号(九十四)中「昭和二十六年法律第二百七号」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「行ない」を「行い」に改め、「提出し」の下に「輸出用計量器の製造等に関する届出を受理し」を加え、「計量証明の事業の登録に関する事務」を「計量証明の事業を登録する等の事務」に改め、同号(九十六)の二の次に次のように加える。

(九十六)の三 石油パイプライン事業法の定めるところにより、石油パイプライン事業者に対して事業用施設に関する測量等のための他人の土地への立入りを許可すること。

(九十六)の四 採石法及びこれに基づく政令の定めるところにより、採石業者の登録及び採取計画の認可に関する事務を行い、業務管理者の試験を実施し、採石業者に対して災害防止のために必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取の停止を命じ、並びに採石業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその岩石採取場等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号(九十七)の九を(九十七)の十とし、(九十七)の八を(九十七)の九とし、(九十七)の七を(九十七)の八とし、同号(九十七)の六中「土地の立入」を「土地の立入り」に、「ガス事業者に対して導管の修理等を命ずる等の事務を行う」を「ガス用品の販売の事業を行う者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる」に改め、同号(九十七)の六を(九十七)の七とし、(九十七)の五を(九十七)の六とし、(九十七)の四の次に次のように加える。

(九十七)の五 電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)の定めるところにより、電気工事業者の登録に関する事務を行い、電気工事業者に対して危険及び障害の発生の防止のための必要な措置又は事業の停止を命じ、並びに電気工事業を営む者から必要な報告を求め、又は職員をしてその営業所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号(九十八)の二を(九十八)の三とし、(九十八)の次に次のように加える。

(九十八)の二 中小企業特恵対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)及びこれに基づく政令

の定めるところにより、特定事業の転換に関する計画の認定に関する事務を行い、及び中小企業業者から認定計画の実施状況について報告を求めること。

別表第三第一号中(百一)の二を(百一)の六とし、その次に次のように加える。

(百一)の七 貸金業者の自主規制の助長に関する法律(昭和四十七年法律第百三十三号)の定めるところにより、庶民金融業協会に対して、指導、助言若しくは勧告をし、又は監督上必要な命令をし、及び貸金業者に対してその業務の停止を命じ、並びに庶民金融業協会から必要な報告等を求めること。

別表第三第一号(百一)の次に次のように加える。

(百一)の二 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、商店街整備計画及び店舗共同化計画の認定に関する事務を行い、並びにこれらの認定を受けた者等から認定計画に基づく事業の実施状況について報告を求めること。

(百一)の三 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第百二十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定物資の小売業者に対して当該指定物資の標準価格及び販売価格を表示すべき旨を指示し、指定物資を販売する者に対して当該指定物資の販売価格について指示し、これらの指示に従わなかった場合にその旨を公表し、並びに指定物資を販売する者から必要な報告を求め、又は職員をしてその営業所等に立入検査させること。

(百一)の四 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第百四十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定物資の価格の動向及び需給状況を調査し、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対して、当該特定物資の売渡しを指示し、及びその指示に従わなかった場合に当該特定物資の売渡しを命ずる等の事務を行い、並びに特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行う者から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者等の事務所等に立入検査させること。

(百一)の五 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の定めるところにより、事業者に対して景品類の制限若しくは禁止又は不当な表示の禁止に違反する行為を取りやめるべきことを指示し、その指示に従わない場合等に公正取引委員会に対して適当な措置をとるべきことを求め、及び事業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させること。

別表第三第一号(百一)の次に次のように加える。

(百一)の二 タクシー業務適正化臨時措置法(昭和四十五年法律第七十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、自動車登録番号標を領置し、及び返付すること。

(百一)の三 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十

二年法律第百三十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、土砂等運搬大型自動車の表示番号を指定し、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止し、及び自動車検査証の返納等を命ずる等の事務を行い、並びに土砂等運搬大型自動車を使用する者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させること。

別表第三第一号(百一)の四を次のように改める。

(百一)の四 旅行業法(昭和二十七年法律第百二十九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、国内旅行業及び国内旅行業を営む者のためにのみ旅行業を取り扱う旅行業代理店業に係る登録、旅行業務の取扱いの料金、旅行業約款等に関する事務を行い、旅行業者の業務の停止を命じ、旅行業者の団体の届出を受理し、並びに国内旅行業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の営業所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百一)の五中「基く」を「基づく」に、「事業の季節的休止及び改業等のための休止」を「営業の休止」に改め、同号(百一)を次のように改める。

(百一)の九 建設業法(昭和二十四年法律第百号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、建設業の許可及び廃業等の届出の受理に関する事務並びに建設業者団体の届出の受理に関する事務を行い、建設業者に対して必要な指示をし、又はその営業の停止を命じ、建設業者及び建設業者団体から必要な報告を求め、若しくはこれらの者に対して必要な指導等を行い、又は職員をして建設業者の営業所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百一)を次のように改める。

(百一)の二 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、公有水面の埋立ての免許に関する事務を行い、公有水面に関して権利を有する者に対する補償等の裁定をし、埋立ての免許を受けた者の測量等のための他人の土地への立入り等を許可し、埋立てに関する工事の竣工の認可に関する事務を行い、竣工認可前の埋立地の使用を許可し、及び埋立てに関する工事の施行区域内の公有水面に存する工作物等の所有者等に対して、これらの除却を命じ、損害を防止するため必要な施設を設けさせ、又は原状回復を命ずる等の事務を行うこと。

別表第三第一号中(百一)の四を(百一)の五とし、(百一)の三を(百一)の四とし、(百一)の二の次に次のように加える。

(百一)の三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の定めるところにより、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、急傾斜地崩壊危険区域内における水の放流、立木竹の伐採等の行為の許可に関する事務を行い、急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者等に対して、急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の必要な措置をとることを勧告し、又は命令し、及び急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者等から必要な報告を求め、又は職員をして当該土地に立入検査させること。

昭和四十九年五月二十一日 衆議院會議録第三十二号 地方自治法の一部を改正する法律案

別表第三第一号(百十五)中「行ない」を「行い」に改め、「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、「行ない」を「行い」に改め、同号(百十五)の四を次のように改める。

(百十五)の四 道路整備特別措置法の定めるところにより、日本道路公団の行う有料道路の新設又は改築、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団の作成する工事実施計画書等について協議し、地方道路公社の行う有料道路の新設又は改築等について同意を与え、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団又は地方道路公社の管理する有料道路の占用の許可等について意見を述べ、並びに地方道路公社の行う工事のうち指定都市の市道以外の市町村道に係るもの又は市町村(指定都市を除く)の行う道路の新設若しくは改築に関する工事を検査し、及び工事方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずること。

別表第三第一号(百十五)の六の次に次のように加える。

(百十五)の七 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画について同意を与え、及び本州四国連絡橋公団が作成する工事実施計画書について協議すること。

(百十五)の八 地方道路公社法及びこれに基づく政令の定めるところにより、地方道路公社の設立、定款の変更、業務等の認可及び予算等の承認に関する事務を行い、地方道路公社の定款において定めるべき道路の整備に関する基本計画について同意を与え、並びに地方道路公社から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百十七)の二を次のように改める。

(百十七)の二 都市再開発法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地再開発組合の設立及び定款の変更、市町村の施行する市街地再開発事業の事業計画において定めた設計の概要、市街地再開発事業に係る権利変換計画等を認可し、市街地再開発事業の施行のための土地の試掘等及び当該事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等を許可し、土地の原状回復、違反建築物等の移転若しくは除却又は市街地再開発事業の適正な施行を確保するための工事の中止、変更その他必要な措置を命じ、市街地再開発組合の事業の継続が困難となるおそれがある場合にはこれを代行し、市街地再開発組合等から必要な報告を求め、又は市街地再開発組合等に対して勧告、助言若しくは援助を行う等監督上必要な措置を講じ、並びに市街地再開発組合等がした処分に対する不服申立てに対する裁決をする等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百十七)の七中「行ない」を「行い」に改め、「改善等を命じ」の下に、「公共下水道管理若しくは流域下水道管理者に対して終末処理場の維持管理上必要な措置又は当該終末処理場によるくみ取尿の処理について勧告し」を加え、「等監督上必要な措置を講ずる」を削り、同号(百十七)の七

を(百十七)の九とし、(百十七)の六を(百十七)の八とし、(百十七)の五を(百十七)の六とし、その次に次のように加える。

(百十七)の七 都市緑地保全法の定めるところにより、緑地保全地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行い、許可を受けないでこれらの行為を行った者、許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして緑地保全地区内の土地又は建物内に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百十七)の四を(百十七)の五とし、(百十七)の三の次に次のように加える。

(百十七)の四 新都市基盤整備法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村が施行する新都市基盤整備事業に係る土地整理の施行計画において定める設計の概要及び処分計画、市町村又は日本住宅公団が施行する新都市基盤整備事業に係る換地計画並びに国及び都道府県以外の者が定める土地の造成及び施設の建設に関する実施計画を認可し、開発誘導地区内の土地等の所有権等の設定又は移転を承認し、市町村から必要な報告を求め、又は市町村に対して必要な勧告若しくは助言を行う等監督上必要な措置を講じ、並びに市町村がした処分に対する不服申立てに対する裁決をする等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百十九)の二を次のように改める。

(百十九)の二 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の定めるところにより、宅地建物取引業の免許及び宅地建物取引業者名簿に関する事務並びに宅地建物取引主任者資格試験及び宅地建物取引主任者の登録に関する事務を行い、営業保証金の供託等の届出を受理し、並びに宅地建物取引業者に対して必要な指示をし、又はその業務の停止を命じ、宅地建物取引主任者等に対して懲戒処分を行い、及び宅地建物取引業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百十九)の二の次に次のように加える。

(百十九)の三 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第一百一十号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、積立式宅地建物販売業の許可、積立式宅地建物販売業者名簿及び積立式宅地建物販売契約約款に関する事務を行い、積立金等保全措置を講じた旨の届出を受理し、積立金等保全措置の変更を承認し、積立金等保全措置についての権利の実行に関する公告等を行い、並びに積立式宅地建物販売業者に対して業務の運営等の改善若しくは契約の締結の禁止又は業務の停止を命じ、及び積立式宅地建物販売業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百二十)を次のように改める。

(百二十) 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)及び

これに基づく政令の定めるところにより、対象融資に係る賃貸住宅の譲渡等を承認し、及び対象融資を受けた者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所に立入検査させること。

別表第三第一号中(百二十の五)を削り、(百二十の六)を(百二十の五)とし、その次に(百二十の六)を加える。

(百二十の六) 工業用水法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域における工業用地下水の採取の許可に関する事務を行い、工業用地下水の採取の許可を受けている者に対して地下水の採取の停止等を命じ、地下水の水源又は地盤の状況に関する測量又は実地調査のため職員をして他人の土地に立ち入らせ、及び許可井戸の利用者から必要な報告を求め、又は職員をして許可井戸の設置の場所等に立入検査させること。

別表第三第一号(百二十一)中(昭和二十五年法律第二百一十一号)の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「行ない」を「行い」に改め、同号(百二十三)の次に次のように加える。

(百二十三の二) 租税特別措置法(昭和三十三年法律第六十六号)及びこれに基づく政令で定めるところにより、宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであること及び住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定をすること。

別表第三第一号(百二十六)中(昭和二十六年法律第二百二十八号)の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「推薦する」を「推薦し、並びにこれらの学校に対する当該経費に係る補助金の交付に関する事務を行う」に改める。

別表第三第二号(六)中「産業教育振興法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「国の負担金の交付」に、「推薦する」を「推薦し、並びにこれらの学校に対する当該負担金の交付に関する事務を行う」に改め、同号(九)中「行ない」を「行い」に、「及び私立博物館」を「博物館に相当する施設を指定し、及び私立博物館等」に改め、同表第四号中「風俗営業を営もうとする者の許可及び営業の停止」を「風俗営業を営もうとする者の許可及び風俗営業等の営業の停止若しくは廃止又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な処分」に改め、同号(八)の次に次のように加える。

(九) 警備業法(昭和四十七年法律第七十七号)の定めるところにより、警備業についての届出等を受理し、警備業者に対して、必要な措置をとるべきことを指示し、又は営業の停止若しくは廃止を命じ、及び警備業者から必要な報告を求め、又は警察官をして営業所に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第四第一号中(三)を削り、(二)を(三)の五とし、(一)の四を(三)の四とし、(一)の三を(三)の三とし、同号

(一)の二中「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「及び介護手当」を、「介護手当等」に改め、同号中(一)の二を(三)の二とし、(一)を(三)とし、その前に次のように加える。

りに加える。

(一) 公有地の拡大の推進に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、都市計画区域内の土地を有償で譲渡しようとする者からの届出を受理し、土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定める等都市計画区域内の土地の先買に関する事務を行うこと。(指定都市の市長に限る。)

(二) 大気汚染防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、ばい煙発生施設又は粉じん発生施設等の設置等の届出を受理し、これらの施設の構造等の改善若しくは使用の一時停止又は緊急時における必要な措置を命じ、大気汚染の状況を監視し、及びばい煙排出者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業場等に立入検査させる等の事務を行うこと。(政令で定める市の市長に限る。)

(三) 水質汚濁防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の設置等の届出を受理し、特定事業場の汚水等の処理の方法等の改善若しくは排出水の排出の一時停止又は緊急時における必要な措置を命じ、公共用水域の水質の汚濁の状況を監視し、及び特定施設の設置者等から必要な報告を求め、又は職員をして特定事業場に立入検査させる等の事務を行うこと。(政令で定める市の市長に限る。)

(四) 悪臭防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、規制地域を指定し、及び当該地域に係る悪臭物質の規制基準を定めること。(指定都市の市長に限る。)

(五) 瀬戸内海環境保全臨時措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の設置等の許可に関する事務を行い、及び許可を受けないで特定施設を設置した者等に対して当該特定施設の除却、操業の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずること。(政令で定める市の市長に限る。)

(六) 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域に係る大気の大気汚染又は水質の汚濁の影響による疾病にかかっている者の認定、公害医療手帳の交付及び医療費等の支給に関する事務を行い、並びに保険医療機関等から必要な報告を求める等監督上必要な措置を講ずること。(政令で定める市の市長に限る。)

(七) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者等の選任等の届出を受理し、これらの者の解任を命じ、及び特定事業者から必要な報告を求め、又は職員をして特定工場に立入検査させる等の事務(騒音発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務を除く)を行うこと。(政令で定める市の市長に限る。)

別表第四第一号(六)の二を次のように改める。

(六) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、一般

昭和四十九年五月二十一日 衆議院會議録第三十二号 地方自治法の一部を改正する法律案

廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の届出を受理し、これらの施設の改善若しくは使用の停止又は事業者の産業廃棄物の運搬、処分若しくは保管の方法の変更その他必要な措置を命じ、産業廃棄物処理施設の許可及び業務の停止に関する事務を行い、並びに産業廃棄物処理業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業場等に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号(十二)の次に次のように加える。

(十二)の二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の定めるところにより、特定建築物についての届出を受理し、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者についての処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申し、特定建築物について、維持管理の改善を命じ、又は使用を禁止し、若しくは制限する等の事務を行い、及び特定建築物所有者等から必要な報告を求め、又は職員をして特定建築物に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号(十五)中「狂犬病予防法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、同号(十六)の二を次のように改める。

(十六)の二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の定めるところにより、施術所について、使用を制限し、若しくは禁止し、又は構造設備の改善その他衛生上必要な措置を講ずべきことを命じ、及び施術者等から必要な報告を求め、又は職員をして施術所に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号(十六)の三を(十六)の四とし、(十六)の二の次に次のように加える。

(十六)の三 柔道整復師法の定めるところにより、施術所について、使用を制限し、若しくは禁止し、又は構造設備の改善その他衛生上必要な措置を講ずべきことを命じ、及び施術所の開設者等から必要な報告を求め、又は職員をして施術所に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号(十七)中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(十九)の六中「行ない」を「行い」に、「行なつた」を「行つた」に、「行ない」を「行う」に改め、「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(十九)の六を(十九)の八とし、その次に次のように加える。

(十九)の九 都市緑地保全法の定めるところにより、緑地保全地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行い、許可を受けないでこれらの行為を行つた者、許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして緑地保全地区内の土地又は建物内に立入検査させる等の事務を行うこと。(指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号(十九)の五中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(十九)の五を(十九)の七とし、同号(十九)の四中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(十九)の四を(十九)の六とし、(十九)の三の次に次のように加える。

(十九)の四 国民生活安定緊急措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定物資の小売業者に対して当該指定物資の標準価格及び販売価格を表示すべき旨を指示し、指定物資を販売する者に対して当該指定物資の販売価格について指示し、これらの指示に従わなかった場合にその旨を公表し、並びに指定物資を販売する者から必要な報告を求め、又は職員をしてその営業所等に立入検査させること。(指定都市の市長に限る。)

(十九)の五 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定物資の価格の動向及び需給状況を調査し、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対して、当該特定物資の売渡しを指示し、及びその指示に従わなかった場合に当該特定物資の売渡しを命ずる等の事務を行い、並びに特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行う者から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させること。(指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号(二十)中「行ない」を「行う」に改め、「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(二十)の二中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(二十)の三中「行ない」を「行う」に改め、「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(二十)の四から(二十)の六までの規定中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(二十)の六の次に次のように加える。

(二十)の七 地方道路公社法及びこれに基づく政令の定めるところにより、地方道路公社の業務の認可及び予算等の承認に関する事務を行い、地方道路公社の定款において定めるべき道路の整備に関する基本計画について同意を与え、並びに地方道路公社から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等の事務を行うこと。(政令で定める市の市長に限る。)

別表第四第一号(二十一)を削り、(二十一)の二を(二十一)とし、(二十二)を次のように改める。

(二十二) 都市再開発法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地再開発事業の施行のための土地の試掘等及び当該事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等を許可し、並びに土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命ずる等の事務を行うこと。(指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号(二十三)及び(二十四)中「行ない」を「行い」に改め、「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(二十五)中「行ない」を「行い」に、「行ない」を「行う」に改め、「第二百五十二条の十九第一項

別表第四第二号十四の二を削り、同号十六中「公示し、及び狂犬病にかつた犬等を診断し、又は死体を検案した旨の獣医師の届出を都道府県知事に報告する」を「公示する」に改め、同号二十一の二中「老人の健康診査」の下に「及び老人医療費の支給に関する事務を加え、「行ない」を「行い」、「行なう」を「行う」に改め、同号中二十四の六を二十四の七とし、二十四の五を二十四の六とし、二十四の四の六とし、

昭和四十九年五月二十一日 衆議院會議録第三十二号 地方自治法の一部を改正する法律案

別表第四第二号中(四十九の八を削り、四十九の九を四十九の八とし、同号五十中「建築基準法」の下

地方心身障害者対策協議会
心身障害者対策基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第三十条第一項の規定による心身障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互間の連絡調整に関する事務
児童福祉法施行令第十三条第四項の規定による保母試験の合格の決定その他保母試験に関する事務

国民健康保険審査会
国民健康保険法第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務

国民健康保険審査会
国民健康保険法第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務
職業訓練法第九十七条第二項の規定による都道府県職業訓練計画その他職業訓練及び技能検定に関する重要事項についての調査審議及び関係行政機関に対する建議に関する事務

都道府県開拓審議会
開拓者資金金融通法第六条第二項及び第七条第二項の規定による都道府県知事の資金の貸付、一時償還の請求、支払の猶予等の進達に対する意見の答申及び開拓に関する重要事項の調査審議に関する事務
都道府県森林審議会
森林法第六十八条第二項の規定による森林に関する重要事項についての都道府県知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務
都道府県鳥獣審議会
鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律第二十条ノ五の規定による鳥獣の保護繁殖及び狩猟に関する重要事項についての調査審議並びに都道府県知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務

都道府県開拓審議会
開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法(昭和四十四年法律第八十号)附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧開拓者資金金融通法(昭和二十二年法律第六号)第七條第二項の規定による開拓に関する重要事項の調査審議に関する事務
都道府県森林審議会
森林法第六十八條第二項の規定による森林に関する重要事項についての都道府県知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務

「又は建築主事の処分に対する異議申立ての裁定」を「等の処分等に対する審査請求の裁決」に改め、

昭和四十九年五月二十一日 衆議院会議録第三十二号 地方自治法の一部を改正する法律案

同表都道府県知事の項の次に次のように加える。

指定地域をその区域に含む都道府県
公害被害者認定審査会
公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法第三条第一項の規定による指定地域に係る大気汚染又は水質汚濁の影響による疾病にかかっている者の認定に関する事項の調査審議に関する事務

別表第七第一号の表第三種漁港を管理する都道府県知事の項の次に次のように加える。
重要港湾を管理する都道府県知事
地方港湾審議会
港湾法第三十五条の二第一項の規定による重要港湾に関する重要事項の調査審議に関する事務

別表第七第一号の表中、「減価補償金の交付及び保留地の処分方法」を「及び減価補償金の交付」に改め、同表第二号の表中
第二百五十二条 地方社会福祉審議会
社会福祉事業法第六条の規定による社会福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務

政令で定める市の市長
公害被害者認定審査会
公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法第三条第一項の規定による指定地域に係る大気汚染又は水質汚濁の影響による疾病にかかっている者の認定に関する事項の調査審議に関する事務

指定都市の市長
地方社会福祉審議会
社会福祉事業法第六条の規定による社会福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務
地方心身障害者対策協議会
心身障害者対策基本法第三十条第一項の規定による心身障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互間の連絡調整に関する事務

改め、同表第三種漁港を管理する市町村の市町村長の項の次に次のように加える。

重要港湾を管理する市町村の市町村長
地方港湾審議会
港湾法第三十五条の二第一項の規定による重要港湾に関する重要事項の調査審議に関する事務

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二百八十一条、第二百八十二条の三、第二百八十二条第二項、第二百八十二条の二第二項及び第二百八十三条第二項の改正規定、附則第十七条から第十九条までに係る改正規定並びに附則第二条、附則第七条から第十一条まで及び附則第十三条から第二十四条までの規定(以下「特別区に関する改正規定」という。)は、昭和五十年四月一日から施行する。

昭和四十九年五月二十一日 衆議院會議録第三十二号 地方自治法の一部を改正する法律案

(旧東京都制の効力)

第二条 地方自治法附則第二条ただし書の規定によりなおその効力を有することとされる旧東京都制(昭和十八年法律第八十九号)第九十一条の規定は、法律又はこれに基づく政令により市に属する事務で改正後の地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされているもの並びに同法第二百八十一条の三第一項の規定により特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務に関しては、その適用はないものとする。

(特別区の区長の統一選挙)

第三条 特別区に関する改正規定の施行の日以後最初に行うべき特別区の区長の選挙は、同日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日に行うものとする。

2 前項の特別区の区長の選挙についての選挙期日の告示その他公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特別区の区長の任期の特例)

第四条 この法律の施行の際現にその職にある特別区の区長及びこの法律の施行の日から特別区に關する改正規定の施行の日までの間に地方自治法第二百八十一条の三第一項の規定により選任される特別区の区長は、同法第二百八十三条第一項の規定にかかわらず、前条第一項の規定による特別区の区長の選挙の日の前日までの間、在職するものとする。

(職員の引継ぎ)

第五条 特別区に關する改正規定の施行の日以前において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で特別区に關する改正規定の施行の日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものに専ら従事していると認められる都の職員は、同日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。この場合において、その者の当該特別区における条件付採用期間には、その者の都における条件付採用期間を通算するものとする。

2 前項に規定する都の職員でその引継ぎについて同項の規定によりがたいものをいずる特別区が引き続きに於いては、都知事と各特別区の区長とが協議して定めるものとする。

3 第一項の規定は、特別区に關する改正規定の施行の日以前において現に特別区に配属されている都の職員に準用する。

(政令への委任)

第六条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

(伝染病予防法の一部改正)

第七条 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条第一項中「東京都ノ区」を「特別区」に改める。

第二十八條ノ二中「前条を」第二十八條に改め、同条を第二十八條ノ三とし、第二十八條の次に次の一条を加える。

第二十八條ノ二 此ノ法律中市町村ノ処理スベキ事務ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノハ特別区ノ存スル区域ニ在リテハ政令ノ定ムルトコロニ依リ都之ヲ処理スルモノトス此ノ場合ニ於テ此ノ法律中市又ハ市ノ吏員ニ關スル規定ハ都又ハ都ノ吏員ニ關スル規定トシテ都又ハ都ノ吏員ニ適用アルモノトス

(競馬法の一部改正)

第八条 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「市町村」を「市町村(特別区を含む。以下同じ。)」に、「附した」を「付した」に改める。

たに、「行なう」を「行う」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第九条 公職選挙法の一部を次のように改正する。

第二百六十六條第一項中「市長の選挙に關する規定を除く。」を削る。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「特別区所屬の都吏員又は」を削る。

(計量法の一部改正)

第十一条 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三百三十九條第一項中「政令で定める市町村の下に」若しくは「特別区」を加え、「行なう」を「行う」に、「附されている」を「付されている」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第十二条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第三項中「第二百三十八條の四第三項」を「第二百三十八條の四第四項」に改める。

(土地区画整理法の一部改正)

第十三条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第十四條第二項中「第五十九條第五項」を「第五十九條第四項」に改める。

第五十二條第二項中「第五十九條第三項」を「第五十九條第二項」に改める。

第五十六條第三項中「第五十九條第四項」を「第五十九條第三項」に改める。

(下水道法の一部改正)

第十四条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第二項中「行なうことができる」を「行うものとする」に改める。

第十五条 前条の規定による改正後の下水道法第四十二条第二項の規定に伴う経過措置

四十二条第二項の規定により特別区が処理するものとされる主として当該特別区の住民の用に供する下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理に關する事務は、同項の協議において定める日までの間は、同項の規定にかかわらず、従前の例により都が処理するものとする。

2 附則第五條第一項及び第二項の規定は、前条の規定による改正後の下水道法第四十二条第二項の協議において定められる都の職員について準用する。この場合において、附則第五條第一項中「特別区に關する改正規定の施行の日以前」とあるのは「下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四十二条第二項の協議において定める日」と、「特別区に關する改正規定の施行の日以後」とあるのは「同日の翌日以後」と読み替へるものとする。

(住宅地区改良法の一部改正)

第十六条 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項を削る。

(災害対策基本法の一部改正)

第十七条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一百十條ただし書を削る。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に關する法律の一部改正)

第十八条 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に關する法律(昭和三十七年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「(都の特別区の存する区域にあつては、都知事。以下同じ。)」を削る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十九条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一百條中「市町村長」の下に「(特別区の区長(地方自治法第二百八十三條第一項の規定によ

り選挙された特別区の区長に限る。)を含む。」を加える。

(新住宅市街地開発法の一部改正)

第二十条 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第三項中「第五十九条第五項」を「第五十九条第四項」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第二十一条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第二項を削り、同条第三項中、「前項の規定により都の特別区が施行することのできない都市計画事業に係る場合」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第七項中「第一項から第五項まで」を「第一項から第四項まで」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第六十三条第二項中「第五十九条第七項」を「第五十九条第六項」に改める。

第六十四条中「第五十九条第五項」を「第五十九条第四項」に改める。

第八十七条の次に次の一条を加える。

(都の特例)

第八十七条の二 特別区の存する区域においては、第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち政令で定めるものは、都が定める。

2 前項の規定により都が定める都市計画に係る第二章第二節の規定による市町村の事務は、都が処理する。この場合においては、これらの規定中市町村に関する規定は、都に関する規定として都に適用があるものとする。

第八十九条第一項中「第五十九条第五項」を「第五十九条第四項」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第二十二條 都市再開発法の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「第五十九条第五項」を「第五十九条第四項」に改める。

五十九條第四項」に改める。

第五十一条第二項中「又は第三項」を「又は第二項」に改める。

第五十八條第二項中「第五十九条第五項」を「第五十九条第四項」に改める。

第九十九条中「(都の特別区の存する区域においては、都)を削る。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第二十三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(特別区に関する特例)

第二十三条の二 特別区の存する区域にこの法律の規定を適用する場合には、この法律の規定(第五条第二項及び第五項、第六条(一般廃棄物の収集及び運搬に関する部分に限る。))並びに第十四条第四項の規定を除く。)中「市町村」とあるのは「都」と「市町村長」とあるのは「都知事」とする。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 前条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十三条の二の規定の適用については、別に法律で定める日までの間は、同条中「第五条第二項及び第五項、第六条(一般廃棄物の収集及び運搬に関する部分に限る。))並びに」に「とあるのは、」第五項第五項及び」とする。

理由

特別区の権能の充実強化を図るため、特別区の区長の選任の方法、特別区の事務その他都及び特別区に関する制度について所要の措置を講ずるとともに、最近における市町村の住民の生活圏の広域化に対応する総合的かつ計画的な行政を推進するため、一部事務組合の特例を設けるほか、地方公共団体の処理すべき事務に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長伊能繁次郎君。

(報告書は本号末尾に掲載)

(伊能繁次郎君登壇)

○伊能繁次郎君 ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、第一に、特別区の区長の選任方式について公選制度を採用するとともに、特別区の事務、人事等の諸制度を改正し、住民により選挙された区長が適切にその責任を果たすことができるように所要の措置を講ずることとし、第二に、最近における住民の生活圏の広域化に対応して、市町村が共同で総合的かつ計画的な行政を推進するための制度を整備し、第三に、地方公共団体の処理すべき事務に関する規定等について、この際整備をはかることとするものであります。

本案は、四月十二日本委員会に付託され、五月十四日町村自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を行なったのであります。

五月十七日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民社党の三党共同提案により、複合的一部事務組合設置の前提として、「広域にわたる総合的な計画を作成し、その実施のために必要な連絡調整を図り、云々とあつた改正規定を、」相互に関連する事務」と改め、また、一部事務組合は重要な議案の結果を構成市町村に報告することとした改正規定を、事前、事後ともにそれぞれ通知、報告するものと改める等の修正案が提出され、中山委員よりその趣旨説明を聴取した後、原案及び修正案について討論を行ない、公明党を代表して小川委員から原

案及び修正案に賛成の意見が述べられました。次いで、採決を行ないましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決し、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同及び民社党の四党共同提案により、複合的一部事務組合に対する行政措置について、構成市町村の自主性をそこなうことがないようにするとともに、地方事務官制度について、昨年十月、関係五大臣間で合意に達した内容に基づき、昭和五十一年三月末を目途として結着をつけるようつとめる旨の附帯決議を付することと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

(参照)

地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

地方自治法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第六項第一号の改正に関する部分中「加え」を「加える」に改め、同条第十四項の次に一項を加える改正に関する部分を削る。

第九十九条第二項の改正に関する部分を削る。

第二百八十五条の改正規定中「広域にわたる総合的な計画を共同して作成し、これらの事務の管理及び執行についてその計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにこれらの事務の一部を広域にわたる総合的かつ計画的に」を相互に関連するものをに改める。

第二百八十七条第三項の改正規定中「次条第三項」を「次条第二項」に改める。

第二百八十七条の二第一項の改正規定を削る。

第二百八十七条の三の改正規定を次のように改める。

昭和四十九年五月二十一日 衆議院會議録第三十二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 一三〇二

条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。第二百九十一条第一項及び第二項において同じ。は、当該一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものについて当該議会の議決を求めようとするときは、あらかじめ、これを当該一部事務組合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならぬ。当該議決の結果についても、同様とする。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○森喜朗君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十九年二月一日

内閣総理大臣 田中 角榮

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正)

第一条 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「当つて」を「当たつて」に改め、「審査委員会」の下に「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基金」の下に「国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者」を加える。

第十四条の二第二項中「原子爆弾の放射線を多量に浴びた被爆者で政令で定めるもの(以下「特別被爆者」という。を「被爆者」に改め、「昭和三十三年法律第九十二号」を削り、「行なわれた」を行われた」に改め、同条第三項及び第五項中「特別被爆者」を「被爆者」に改める。

第十四条の四第一項中「審査委員会」の下に「国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関」を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第二項中「社会保険診療報酬支払基金」の下に「国民健康保険団体連合会

その他厚生省令で定める者」を加える。

第十四条の六及び第十四条の七中「特別被爆者」を「被爆者」に、「行なわれない」を「行わない」に改める。

附則中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

(健康診断の特例)

3 原子爆弾が投下された際第二条第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内にあつた者又はその当時その者の胎児であつた者は、当分の間、第四条の規定の適用については、被爆者とみなす。

(原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部改正)

第二条 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「であつて、同項の規定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの」を削り、同条第三項中「一万一千円」を「七千五百円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、原子爆弾被爆者医療法第八条第一項の規定に係る負傷又は疾病の状態にある旨の都道府県知事の認定を受けた者であつて、現に当該負傷又は疾病の状態にあるものに支給する特別手当の額は、一月につき、一万五千円とする。

第二条第四項中「第一項に規定する要件に該当しなくなつた」を「その者が死亡した」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第二項の認定を受けた者が新たに第三項ただし書に規定する都道府県知事の認定を受けた場合における特別手当の額の改定は、その認定の申請をした日の属する月の翌月から行う。

6 第二項の認定を受けた者が第三項ただし書に規定する者に該当しなくなつた場合における

特別手当の額の改定は、その該当しなくなつた日の属する月の翌月から行う。

第四条第一項中、同条第一項に規定する負傷又は疾病の状態を削る。

第五条第一項中第十四条の二第二項を「第二条」に、「特別被爆者」を「被爆者」に改め、同項第一号中「五十歳」を「四十五歳」に改め、同条第四項中「五千円」を「七千五百円」に改める。

第七条中「原子爆弾被爆者医療法第二条に規定する」を削り、「同法」を「原子爆弾被爆者医療法」に改める。

第九条第一項中「特別被爆者」を「被爆者」に改める。

第九条の二中「特別被爆者」を「被爆者」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(以下「旧法」という。第二条第二項の認定の申請をしていない者に対しては、なお従前の例により認定をするものとする。

3 旧法第二条第二項の認定を受けた者及び前項の規定により同条第二項の規定の例による認定を受けた者についての昭和四十九年九月以前の月分の特別手当の支給に関しては、なお従前の例による。

4 昭和四十九年九月以前の月分の健康管理手当の額については、なお従前の例による。

5 附則第三項に規定する者は、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(以下「新法」という。第二条第二項及び第三項ただし書の都道府県知事の認定を受けた者とみなす。

6 この法律の施行の際現に旧法の規定による特別手当又は健康管理手当の支給要件に該当していない者であつて、新法の規定による特別手当

又は健康管理手当の支給要件に該当するものが、昭和四十九年十月三十一日までに新法第二条第二項又は第五条第二項の認定の申請をしたときは、その者に対する特別手当又は健康管理手当の支給は、新法第二条第四項又は第五条第五項の規定にかかわらず、同月から始める。

理由

原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、従来の特別被爆者以外の被爆者にも一般疾病医療費の支給を行うことができるようにするとともに、特別手当及び健康管理手当について、その支給の対象となる者の範囲を拡大し、及びその額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長野原正勝君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔野原正勝君登壇〕

○野原正勝君 ただいま議題となりました原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上をはかるうとするものでありまして、そのおもな内容は、

第一に、従来の一般被爆者及び特別被爆者の区分を廃止し、被爆者健康手帳の一本化をはかり、すべての被爆者に一般疾病医療費の支給を行なうことができるようにするとともに、新たに、健康診断を受けることができる者を定めること。

第二に、医療給付に関する診療報酬請求事務の簡素化をはかること。

第三に、認定被爆者に支給される特別手当の額

を月額一万一千円から一万五千円に引き上げるとともに、新たに、当該認定に係る負傷または疾病の状態に該当しなくなった者に対しても特別手当を支給することとして、その額を月額七千五百円とすること。

第四に、健康管理手当の支給要件の年齢五十歳以上を四十五歳以上とすることに改め、その額を月額五千円から七千五百円に引き上げること。

本案は、去る三月二十二日本委員会に付託となり、本日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、特別手当及び健康管理手当の支給範囲の拡大並びに手当額の引き上げに係る実施時期を、昭和四十九年十月一日から同年九月一日に繰り上げる修正案が提出され、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
(委員会修正)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二条中「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第二条、第四条第一項並びに第五条第一項第一号及び第四項の改正規定並びに附則第二項から附則第六項までの規定は、同年九月一日から施行する。」

附則第二項中「この法律の施行の下に」(前項ただし書の規定による施行をいう。以下同じ。)]を加える。

附則第三項及び附則第四項中「昭和四十九年九

月」を「昭和四十九年八月」に改める。

附則第六項中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年九月三十日」に改める。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十九分散会

出席國務大臣

厚生大臣 齋藤 邦吉君
自治大臣 町村 金五君
外務大臣臨時代理 二階堂 進君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律

日本道路公団法の一部を改正する法律
肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律

一、去る十七日、本院は科学技術会議議員に藤井隆君、吉澤雅夫君及び米澤滋君を任命すること

に同意した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は社会保険審査会委員に竹下精紀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は公共企業体等労働委員会委員に市原昌三郎君、金子美雄君、中西實君、原田運治君及び峯村光郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は宇宙開発委員会委員に齋藤成文君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は運輸審議会委員に野間千代三君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は航空事故調査委員会委員長に岡田實君を、同委員に入田桂三君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は日本電信電話公社経営委員会委員に小佐野賢治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る十七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件

業務災害の場合における給付に関する条約(第百二十一号)の締結について承認を求めるの件

一、去る十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律

一、去る十七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し

昭和四十九年五月二十一日 衆議院會議録第三十三号 朗読を省略した議長の報告

一三〇四

た旨の通知書を受領した。

昭和四十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和四十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和四十七年度特別会計予算総則第九條に基づく経費増額調書及び経費増額調書

昭和四十七年度特別会計予算総則第十條に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

昭和四十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和四十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和四十八年度特別会計予算総則第十條に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(政府委員退任)

一、去る十七日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、十二日付をもって人事院事務総局管理局長真田善一は退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る十七日、前尾議長は、田中内閣総理大臣申し出の、次の者を第七十二回国会政府委員に任命することを承認した。

人事院事務総局管理局長 長橋 進

(政府委員任命)

一、去る十七日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、十七日議長において承認した長橋進を同日第七十二回国会政府委員に任命した旨の通知

を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

瀧長亀次郎君

柴田 睦夫君

地方行政委員

辞任

住 栄作君

岩垂寿喜男君

多田 光雄君

青柳 盛雄君

瓦 力君

加藤 清政君

小林 政子君

外務委員

辞任

足立 篤郎君

田中 龍夫君

宮澤 喜一君

津金 佑近君

左藤 恵君

田中 覚君

戸井田三郎君

紺野与次郎君

文教委員

辞任

深谷 隆司君

吉永 治市君

社会労働委員

辞任

田口 一男君

原 茂君

農林水産委員

辞任

愛野興一郎君

補欠

柴田 睦夫君

瀧長亀次郎君

補欠

瓦 力君

加藤 清政君

青柳 盛雄君

小林 政子君

住 栄作君

岩垂寿喜男君

多田 光雄君

補欠

戸井田三郎君

左藤 恵君

田中 覚君

紺野与次郎君

田中 龍夫君

宮澤 喜一君

足立 篤郎君

津金 佑近君

補欠

吉永 治市君

深谷 隆司君

補欠

原 茂君

田口 一男君

補欠

利幸君

商工委員

辞任

稻村 利幸君

浦野 幸男君

島村 幸男君

島村 一郎君

浦野 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

補欠

島村 幸男君

浦野 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害対策並びに環境保全特別委員

辞任

佐野 憲治君

神門至馬夫君

佐野 憲治君

神門至馬夫君

佐野 憲治君

神門至馬夫君

佐野 憲治君

神門至馬夫君

佐野 憲治君

神門至馬夫君

佐野 憲治君

神門至馬夫君

佐野 憲治君

神門至馬夫君

佐野 憲治君

神門至馬夫君

佐野 憲治君

神門至馬夫君

佐野 憲治君

神門至馬夫君

佐野 憲治君

神門至馬夫君

佐野 憲治君

神門至馬夫君

佐野 憲治君

神門至馬夫君

佐野 憲治君

神門至馬夫君

佐野 憲治君

神門至馬夫君

佐野 憲治君

神門至馬夫君

松本 善明君

浦野 幸男君

愛野興一郎君

島田 安夫君

上田 茂行君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

島村 幸男君

(議案受領)

一、去る十七日、参議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

一、昨二十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

医療担当者修学資金貸与法案

(議案付託)

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)(参議院送付)

公害対策並びに環境保全特別委員会 付託

一、昨二十日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

医療担当者修学資金貸与法案 (藤原道子君外一名提出、参法第一〇号) (予)

社会労働委員会 付託

(条約送付)

一、去る十七日、参議院に送付した条約は次のとおりである。

欧州共同体委員会の代表部の設置並びにその特権及び免除に関する日本国政府と欧州共同体委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアイルランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、去る十七日、第七十一回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

富士地域環境保全整備特別措置法案

一、去る十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

文化功労者年金法の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律案

(議案通知)

一、去る十七日、次の内閣提出案 (参議院回付) に

対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案

一、去る十七日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

日本道路公団法の一部を改正する法律案
肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案

(条約通知書受領)

一、去る十七日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件

業務災害の場合における給付に関する条約 (第二百一十一号) の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、去る十七日、参議院から、次の参議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

学校教育法の一部を改正する法律案 (第七十一回国会、松永忠二君外二名提出)

公立障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案 (第七十一回国会、松永忠二君外二名提出)

公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案 (第七十一回国会、松永忠二君外二名提出)

一、去る十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

一、去る十七日、参議院において次の内閣提出案

を承諾した旨の通知書を受領した。

昭和四十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 (その2)

昭和四十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 (その2)

昭和四十七年度特別会計予算総則第九条に基づく経費増額総調書及び経費増額調書

昭和四十七年度特別会計予算総則第十條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書 (その2)

昭和四十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 (その1)

昭和四十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 (その1)

昭和四十八年度特別会計予算総則第十條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書 (その1)

(答弁書受領)

一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金瀬俊雄君提出成田空港周辺地域の航空機騒音に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員小沢貞孝君提出漆に関する質問に対する答弁書

衆議院議員渡辺武三君提出遊漁者対策に関する質問に対する答弁書

成田空港周辺地域の航空機騒音に関する再質問主文書

右の質問主文書を提出する。

昭和四十九年四月九日

提出者 金瀬 俊雄

衆議院議員 前尾繁三郎殿

成田空港周辺地域の航空機騒音に関する再質問主文書

過日、成田空港周辺地域の航空機騒音の質問に対し、答弁書の送付を受けた。これらの回答に、提起した質問に対して不明確、不十分な対応がなされている部分があり、また、質問自体が正確に理解されているとは思えない部分も見られるので、前回と同様の主旨のもとに質問をより具体化し、再度提起したい。誠実、正確、簡潔なる政府見解を求める次第である。

一 運輸省と千葉県知事との間の了解事項とされる飛行コース (直進上昇、直進降下) に関する答弁について

(1) A滑走路を北向きに離陸した航空機が太平洋方面に飛行する場合、銚子VORTACを目標とするとするならば、直進上昇して利根川を横断した後右旋回して再度利根川を横断し、千葉県上空を飛行せざるをえないが、かかる場合離陸飛行であるとしてその飛行高度が六千フィート以下である場合もあり得るとしてよい。

(2) 同じく北向きにA滑走路を離陸した航空機が、旋回して九十九里方面へ出発した場合も、六千フィート以下の高度で再度千葉県上空を飛行する場合があり得るとしてよい。

(3) A、B、C本の滑走路が供用可能となつた時点では、かかる直進上昇、直進降下による離陸飛行方式がご破算になる場合があり得るとしてよい。

(4) 「夏、風のない暑い日、成田空港A滑走路を北向きに離陸したモスクワ又はサンフランシスコ直行の乗客、貨物満載のB747型機は、直進上昇した場合、高度二千米メートルに達するまでにどれだけの距離を飛行するか。これは利根川を横切つてどの地点の上空にまで進

昭和四十九年五月二十一日 衆議院會議録第三十二号 朗読を省略した議長の報告

一三〇六

むことになるのか。」との質問に対して、「御質問のような状況の場合の飛行方式については、検討中である。」という回答を得た。質問は飛行方式の検討の前提となる基本的な運航性能を具体的な状況を設定して問いただしているのである。かかる質問に再度誠実に答えられたい。それとも、担当官はかかる運航性能を前提とすることなく、飛行方式の検討に当たっているのか。

二 新東京国際空港公団（以下「空港公団」という。）が、昭和四十七年四月に発表した予測騒音コンター図に関する答弁について

(1) 防音堤及び防音林が場外に対して、一〇W ECPNLの減音効果があると主張するが、これはいかなる科学的な根拠に基づくのか。批判に耐え得る客観的な事実をもって明らかにされたい。

(2) 防音及び防音林にかかる減音効果について同意を与える学識経験者があれば、その名を明らかにされたい。

(3) 滑走路末端におけるコンターと防音堤を曲線で結ぶことによつてコンター図を作成したと主張されるが、かかる曲線で結ぶということの科学的根拠は何か。安易に、機械的に処置したのか。

(4) 「航空機の離陸滑走及び飛行状況等と防音堤及び防音林の関係については、更に詳細に検討することを考えている。」との回答を得た

が、何ゆえかかる検討をすることなく、予測騒音コンター図なるものを作りあげ発表したのか。

(5) 昭和四十七年四月に予測騒音コンター図が発表されて以来はや二年を経ているが、空港公団の航空機騒音の担当官は、防音堤及び防音林の状況の中での検討を怠つた理由は何か。また、責任の所在はどこにあるのか。

(6) 「公団において作成したコンターは、空港の風向から考えて航空機の離発着が南側・北側とはほぼ同数にあるため、コンターの作成に当たつて離発着それぞれの場外におけるコンターのうち大きい方のコンターを採用して合成している。」という回答を得たが、大きな方のコンターを採用して合成しているとして、代数和ではなく、いわば論理和を用いている理由を明らかにされたい。

(7) 「逆推力が発表されたコンターの大きさに影響を与えることはない。」と主張するのであるから、着陸だけを考慮したコンター図を示されたい。

(8) 着陸だけの騒音コンターの作成に当たつて、逆推力の効果を考慮に入れているか。入っていないとするならば、その理由は何か。

(9) 「なお詳細に検討し必要があればコンターを修正する。」と答弁されているが、かかる検討はこの機関で行われるのか。また、なぜ今まで行われなかつたのか。

四〇 空港公団の発表になる予測騒音コンター図について、東京大学宇宙航空研究所の五十嵐寿一教授から「妥当」なる評価が得られているのか。又は、得られる見込みはあるのか。

三 「工事の進捗状況との関連において、環境基準を達成するために必要な騒音対策を講じていく考えである。」と答弁されているが、騒音対策というものが、あくまでも二次的な、あるいは従属的なものとして空港計画では考えられているのか。

四 「環境基準に示された騒音測定方法により同一の騒音基準で区域の指定を行う考えである。」と答弁されている。

(1) かかる区域指定は、空港公団による予測騒音コンター図による区域指定とは独立に行うのか。

(2) 年間の使用ひん度が少ない場合でも、騒音コンターの算出は、一月に離着陸する航空機の数で年間平均の値を用いて行うのか。行うとするならば、その科学的根拠は何か。

五 民家防音工事に対する答弁について

今後国によつて行われる民家の防音工事は、今まで千葉県が行つていた民家の防音工事を経済的にかたがわりするだけなのか。それとも、政府自らがその欠陥を指摘した民家の防音の千葉県方式が中止となり、あるいは変更されるのならば、その内容を具体的に明らかにされたい。

六 民家の防音の居住性に関係する答弁について

(1) 「昭和四十七年度から所要資金を投じ……」と答弁されているが、民家の防音の居住性の問題解決のために投じられた調査研究費について、昭和四十七年度及び昭和四十八年度の予測決算を明らかにされたい。

(2) 航空公害防止協会に公正な、かつ、科学的な調査研究能力があるとする根拠を明らかにされたい。

(3) 社会的な紛争が前提となつていのかかる調査研究については、その第三者的な性格が絶対的に要求されると思うが、そうでなくともよいとするならば、その理由を明らかにされたい。

(4) 何ゆえ、千葉県の行う民家の防音工事について、居住性に問題があるのか。その科学的根拠を明らかにされたい。

(5) 何ゆえ、居住性に問題がある防音工事を千葉県に行わせたのか。

(6) かかる居住性の問題に本質的な解決策があると本気で考えているならば、その理由を明らかにされたい。

(7) 居住性に問題があることは最初からわかつていたのか。それともいつごろわかつたのか。

(8) 航空公害防止協会における居住性問題解決に対する調査研究は、いかなる形で行われているのか。期限、スタッフ、その他を明らかに

にされたい。

七 教育環境と防音校舎に対する答弁について

- (1) 「教育施設を防音工事することによつて、騒音による授業の中断等の障害は防止される。」との回答を得たが、このことにより教育環境の破壊がなげ起こらないと言えるのか。
- (2) 教育環境の構成要件について個別的に明らかにされたい。
- (3) 「児童は良い環境の中で育てられる。」と児童憲章にうたわれているが、教育環境を防音校舎によりゆがめることは、かかる児童憲章に抵触しないか。抵触しないとするならば、その理由を明らかにされたい。
- (4) 「防音校舎の利用が直ちに教育環境の破壊をもたらすことにはならない。」ということとは、結果的には教育環境の破壊があり得るということを否定していないとしてよいのか。

八 騒音対策と称して騒音地帯へ移転させることに対する答弁について

- (1) 野毛平地区の集団移転については、移転者との納得の上はこの移転計画を進めているとのことであるが、開港後、航空機騒音などのもたらす被害のひどさに耐えかねて、移転者住民が、例えば裁判等を通して行つて請求権は放棄せられていないのか。
- (2) 「新空港の位置決定以前から騒音対策について地元と協議を重ねており……」と答弁されているが、かかる協議が行われた日時、場所及び内容を明らかにされたい。

所及び内容を明らかにされたい。

- (3) 新空港の位置が富里村地区から成田市三里塚地域に変更となつた日時、理由を明らかにされたい。
- (4) 千葉県知事が、新空港の位置変更に対して関係する住民に対し、航空機騒音公害のひどさを説明していたと国は理解しているのか。
- (5) (4)において理解しているとすれば、どのような形で住民への説明がなされたのか。

九 成田空港の運用時間制限に対する答弁について

- (1) 答弁では、橋本登美三郎運輸大臣と友納武人千葉県知事との間で交わされた了解事項には触れられていないが、かかる運用時間制限に関する了解事項は現在消滅しているとしてよいのか。
- (2) 千葉県知事との了解事項が現在なお継続しているとするならば、かかる運用時間制限をうけることは、新東京国際空港が重要な国際航空路線の用に供することができるものであるということに抵触しないのか。その理由は何か。
- (3) 国は、成田空港の運用時間が二十四時間であるとして、各種の騒音対策を講じているのか。あるいは、いかなる運用時間を前提として騒音対策を行っているのか。

十 銚子VORTACに関する答弁について

- (1) 銚子VORTACの使用目的が変更となつた理由として、「既存ルートに結びつける飛行コースについて高度及び通過地域等について諸制約が生じたため……」と答弁されているが、かかる諸制約の内容を具体的に明らかにされたい。
- (2) かかる制約が、改めて発生した原因は何か。
- (3) いつ、かかる制約の存在に気がついたか。右質問する。

昭和四十九年五月十七日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員金瀬俊雄君提出成田空港周辺地域の航空機騒音に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員金瀬俊雄君提出成田空港周辺地域の航空機騒音に関する再質問に対する答弁書

- (1) 及び(2) 御質問のような状況下における飛行コースについては、基本的には六、〇〇〇フィートを確認するよう設定することとしてある。
- (3) 御質問に係る運輸省の千葉県に対する回答は、A滑走路に関するものである。

なお、B及びC滑走路については、供用可能となつた時点で、航空機の性能・管制方式等を勘案して飛行コースを設定すべきものであると考えている。

(4) 飛行方式を検討する場合には、隣接の区域及びそこにおける飛行コースの構成との関係を前提とすることが不可欠であるので、二、〇〇〇メートルに達するまで直進上昇するという想定では成田空港での具体的な状況に適合できず、具体的な飛行コースは設定できない。

航空機の上昇率は、機種・重量・風向・風速・大気温度・速度・旋回等によつて異なるので、B747・最大離陸重量・無風の想定の下でも、夏の暑い日の温度及び上昇方法の差異によりある高度に達する地点は異なってくる。

二について

- (1) 及び(2) 新東京国際空港(以下「新空港」という。)の周辺に設置する防音堤及び防音林の効果については、昭和四十二年、新東京国際空港公団(以下「公団」という。)が日本音響学会及び日本林業技術協会に諮問した結果によつていふものと承知している。
- (3) 及び(4) 公団としては、音源の高さの変化による防音堤及び防音林の減衰効果を考慮して曲線で表現したが、将来更にこれらの減衰効果と航空機の滑走路距離・上昇パターン等との関係を検討していくことを考えている。

昭和四十九年五月二十一日 衆議院會議録第三十二号 朗読を省略した議長の報告

一三〇八

(5) 防音堤及び防音林については、場内の地上騒音を空港周辺に対し軽減するものであるもので、更に前記の答申に基づき防音堤及び防音林の設置箇所・構造等についても検討し、予測騒音コンター図を縮小するよう努力しているところである。

(6) 新空港における航空機の発着数は年間南側、北側ともほぼ同数であると考えられるが、予測騒音コンター図の作成に当たっては、年間離陸便全便が南側からのみ離陸し、着陸便全便が北側のみから着陸する騒音コンター図を作成し、次に北側のみから離陸し、南側のみから着陸する騒音コンター図を作成して、両方を一枚の図面に示したものであると承知している。

(7) から(10)まで 逆推力の騒音は、飛行場内の地上騒音であり、離陸音と同様に考えて、これらの騒音の影響を場外にできるだけ与えないよう検討しており、防音堤及び防音林の設置やその他緩衝緑地帯を設けることにより減少させることも可能であるので、公団においてこれらを検討中である。

三について

前回の回答は、空港計画において騒音対策が従属するということを意味するものではない。騒音対策については、十年以内に環境基準を達成することを前提として空港計画を考えている。

四について

(1) 公団が、C滑走路の予測騒音コンター図を作成し、公表したことはない。
(2) C滑走路の予測騒音コンター図についても、環境基準に示された騒音測定法により、同一の騒音基準で作成する考えである。
五について

新空港に係る民家の防音工事については、今後公団において公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第八条の二に基づく措置をとることとしている。なお、その具体的内容については検討中である。

六について

(1) 御質問に係る調査・研究費は、次のとおりである。

昭和四十七年度

一三、八〇〇千円

昭和四十八年度

八、〇一十千円

(2) 財団法人航空公害防止協会は、航空機騒音による障害の軽減のための諸対策・諸研究に寄与し、周辺住民の生活環境の改善等の目的をもつて設立されたものである。
(3) 公正な調査研究が維持されるべきと考え

(4) から(7)まで 民家の防音工事については、居住性の問題を含めできる限りその改善に努めることとしている。

(8) 防音住宅の実験工事を行い、必要に応じて専門家の助言を得て調査を行っている。

七について

(1) 及び(4) 教育施設の防音工事は、騒音によって生じた障害を除去し、良好な教育環境を保持するために行っているところである。

(2) 教室や屋内運動場等の区分に応じて温度・照度・換気・静かさ等が適切に保持されることが必要と考えられる。

(3) 防音校舎においても温度・照度・換気・静かさ等が適切に保持されるならば、教育環境が損なわれているとはいえない。

八について

(1) 野毛平地区の移転については、同地区の住民と十分に話し合い、納得のうえ地元住民の意志を第一としたもので、将来公団と移転者との間に問題が起るとは考えられないと聞いている。

(2) 運輸省は、昭和四十年から昭和四十一年七月の新空港の位置決定まで、千葉県と騒音対策について協議を行っており、また、昭和四十一年六月には、運輸省より県・県議会・成田市・芝山町・地元住民に対し新空港の騒音地区の範囲等について説明を行っている。

(3) 新空港の候補地については、昭和三十八年八月運輸大臣は、航空審議会に「新東京国際空港の候補地及びその規模」について諮問を行い、同審議会は、航空管制・気象条件・工事上の問題・都心との連絡などの立地条件を検討した結果、同年十二月千葉県富里村付近

が候補地として最も適当である旨を答申した。

その後政府部内において更に検討が続けられたが、最終的には、(1)国有財産である下総御料牧場及び県有地を最大限に活用すること、(2)買収民有地をできるだけ小範囲にとどめること、(3)気象上の条件及び工事上の条件が整っていることなどの観点から、昭和四十一年七月四日の閣議で新空港の位置は、千葉県成田市三里塚町を中心とする地区とすることに決定された。

(4) 及び(5) 航空機騒音についての千葉県知事との関係住民に対する説明内容は、了知していない。

九について

(1) 及び(2) 昭和四十六年一月八日付けで友納千葉県知事から「新空港を利用する航空機の運用時間について、緊急の場合を除き二十時から六時までの運航停止を厳守されたい。また、二十二時以降の運航便数を極力制限されたい。」という要望があり、橋本運輸大臣は、これに対し同年一月二十九日付けで「二十時から六時までの間は航空機の運航ダイヤを認めないこととするが、航空機の運航に当たって遅延等が生じた場合は、例外として処理することとしたい。また、二十二時以降の運航便数についても、東京国際空港の現行便数を上回らないように努力したい。」との回答を

行っている。

(3) 公団は、新空港の騒音対策の前提として、東京国際空港と同等の早朝・夜間の発着規制を想定している。

十について

諸制約の内容は以下のとおりである。

(イ) 新空港北側より着陸する航空機の御宿VORDMEから利根川までの間の飛行高度を六、〇〇〇フィート以上とすることを勘案して検討している過程で、御宿VORDMEは羽田空域用に使用した方がより効果的であるという結果がでてきたこと。

(ロ) 内陸における離着陸以外の飛行高度について六、〇〇〇フィート以上とするともに、運輸省としては九十九里から利根川までの間の直進上昇・直進降下を基本とする出発進入コースについてもできるだけ十分な高度をとることとしていること。

(イ)及び(ロ)により、新空港開港後の成田空域及び羽田空域についての当初構想を変更する必要があること。

なお、このような制約が発生したのは、当初の構想がたてられてから以降である。

右答弁する。

漆に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十九年五月八日

提出者 小沢 貞孝

衆議院議長 前尾繁三郎殿

漆に関する質問主意書

漆器類の産地と関連業界における各種漆類の不足と価格の高騰ぶりはなほだしく、業界としてはその打開策に苦慮しているが、国産の現況、輸入の客観的状況等から見て、当分好転のきざしは認められない。過去における漆の国産量、輸入を含めての需給状況は次のようになる。

年 度 別	国内漆生産量	外国産漆輸入量	供給総量
明治三十年	二五九	三九〇	六四九
大正四十年	一七七	六〇九	七八六
昭和十一年	九二	七六八	八六〇
昭和十一年	五四	一、〇〇二	一、〇五六
昭和十一年	五〇	一、三四二	一、三九二
昭和十一年	四四	二、〇九四	二、一三八
昭和十一年	一六	七五二	七六八
昭和十一年	六	三七八	三八四
昭和十一年	四	四三四	四三八

(単位 トン)

本表でも分かるとおり、最近の供給総量四百三十八トンに使用希望といわれる五百トンに対し約十五パーセント程不足する。このような状況下において現に発生し又は発生が予想される諸問題の解決は最緊急事である。よつて、次の事項について質問したい。

一 日本の伝統工芸の一つである漆業振興のため、国産と輸入を含めた原料の安定確保のため強力な優遇助成策を早急にとるべきだと思ふが、どうか。

二 前掲の表で示されているごとく、国産漆の生産量は減少の一途をたどっている。普通十年生の漆樹一本当たり約〇・二キログラムの採漆が可能といわれているが、日本には山岳地帯を含めて広い林野があるゆえ、国有林、私有林の別なく漆樹の植林を奨励して生産量の増大を図るべきであると思ふが、どうか。

また、そのためには政府の指導のもとに苗木の確保を図ることはもちろんのこと現有の早成樹種の造林の補助を拡大し、各都道府県とも歩調をあわせて奨励策をとる考えはないか、政府の指導方針を伺いたい。

三 最近の漆価格の高騰ぶりは著しく、昭和四十八年の年初と年末では四倍近くなっているものを含めて平均二倍以上になっている。これは、小企業が多く手工業を主とするこの業界にとつては存続につながる大問題である。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律第六条

の規定による資金の確保等について、政府は至急対策を講じ、経営基盤の確立を図るべきだと思ふが、政府の方針を伺いたい。

四 製漆業界、漆器業界も最近の後継者難には頭を悩ましている。政府は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律第三条の規定に基づく振興計画の作成を急がせるとともに、当該産地の近くの後継者育成と技術習得のための産業学校又は指導所を設置し、伝統産業存続育成のための人材確保を図る必要があると思ふが、政府の見解を伺いたい。

右質問する。

昭和四十九年五月十七日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員小沢貞孝君提出漆に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小沢貞孝君提出漆に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のように伝統的工芸品産業の原材料としては漆をはじめ天然のものが多く、これらの原材料の安定確保が重要な問題となつてい。政府としても、漆等の天然原材料の需給状況等の実態を調査し、長期的観点から伝統的工芸品産業の振興に支障のないよう天然原材料の安

昭和四十九年五月二十一日 衆議院會議録第三十二号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

定確保を検討してまいりたい。

その際、今般成立した「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」により設置された伝統的工芸品産業審議会の意見も十分聴いてまいりたい。

中国産等の生漆がこれまで安価に輸入されたのに伴い、国産生漆の生産は衰退を余儀なくされ、国産生漆の供給量は、総需要量のパーセント程度となっており、今後、中国産等の輸入の安定的な確保が重要であると考えている。

漆樹の植栽については、造林補助事業の途も開かれてはいるが、いわゆる漆かぶれの問題がある。漆関係の組合等が積極的に造林する希望があるのであれば、関係都道府県との連携をとりながら漆樹の増殖に努めてまいりたい。

伝統的工芸品産業を営む企業は、御指摘のとおりそのほとんどが小零細企業であり、資金調達能力は乏しい。

政府としても、この点にかなりがみ、また、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の規定の趣旨にもつとて昭和四十九年度から国民金融公庫を中心に低利の特別貸付制度を創設し、資金の供給を円滑ならしめようとしているところである。

四について

(一) 御指摘の「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」第三条の振興計画は、いわゆる産地組合が主体となつて地方公共団体とも協力して作成されるものであるが、政府としても振興計画の作成手順を示す等適切な指導をしてまいりたい。

(二) また、後継者確保育成問題については、政府としても伝統的工芸品産業の振興にとつて、最重要問題の一つと考えており、昭和四十九年度から伝統的工芸品産業に対する後継

者確保育成のための研修費の補助等の措置（総額一億二百万円）を講じているところである。右答弁する。

遊漁者対策に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和四十九年五月十日

提出者 渡辺 武三
衆議院議長 前尾繁三郎殿

遊漁者対策に関する質問主意書
去る三月二十日に開かれた農林水産委員会の

會議録第二十三号によると、稲富稔人委員（民社）の「遊漁者と漁業者というものが併立するようないかなる一つの方策を樹立することが必要じゃないか。」との質問に対し、内村水産庁長官は、「各都道府県に、遊漁者と漁業者と、それに学識経験者を加えた漁場利用調整協議会というものを設置し、現地の調整に当たらせている一方、中央にも同様の協議会を設けて調整をやっている。」と答弁している。ついで、長官の答弁の内容につき、次の点をお伺いしたい。

(1) 中央の漁場利用調整協議会の内容、性格からいって、海水面、内水面の両水域を取りあげるべきものと思うが、現実には、海水面のみを審議しているのは、いかなる理由によるのか。

(2) この調整協議会が、海水面のみを審議すべき協議会であるとするれば、内水面に関する右同様の調整協議会の必要性が痛感されるが、これを設置する考えはあるか。

(3) 内水面漁場調整協議会の設置の必要を認めない場合、その理由は何か。

二 同會議録によると、長官は、「今日の遊漁人口は、千数百万人と言われており、都会の人間が自然に親しむ大きなレクリエーションになっている。これは健全なレクリエーションであるから、国としても伸ばさなければならぬ。」旨

答弁しているが、現在、水産庁の遊漁担当係は、極めて少数という現状からみて、長官のいわれるように釣り人へのサービス行政が十分に円滑に行われているとは思われない。よつて、今後の対策を含めて政府の見解を伺いたい。

三 水産庁では、現行の漁業法を含めて漁業制度全般の再検討を行うため、水産庁長官の私的諮問機関として、「漁業制度研究会」を設置していると聞くが、その構成メンバーを見ると、釣り人代表が一名も参加していない。これは、水産庁長官の「健全なレクリエーションであるので国としても伸ばさなければならぬ」という趣旨に反しているのではないか、釣り人代表が一名も参加していない理由を伺いたい。

昭和四十九年五月十七日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員渡辺武三君提出遊漁者対策に関する質問に対し、別紙答弁書を交付する。

〔別紙〕

衆議院議員渡辺武三君提出遊漁者対策に関する質問に対する答弁書

一 について

(1) から(3)まで、内水面においては、従前から遊漁者による水産動植物の採捕が多く、漁業と遊漁との円滑な調整及び水産資源の保護培養を図る必要があるため、漁業法上遊漁に関する条項（漁業法第二百九条）が設けられており、これに従つて漁業と遊漁との調整がなされているので、内水面に関して漁場利用調整中央協議会と同様の協議会を設置する必要はないと考える。

二 について
健全な遊漁の育成を図るため、昭和四十八年度より遊漁対策振興事業及び漁場利用知識普及活動等事業について助成を行つてきたところであるが、遊漁のレクリエーションとしての役割の増大に対応するため、今後の方策のあり方に関する漁場利用調整中央協議会の検討の結果もまづ今後の対策を検討してまいりたい。

近年、沿岸漁業の環境条件や漁業経営状況等の変化が著しく、また、国連海洋法会議等我が国遠洋漁業をめぐる国際情勢が厳しさを増す等漁業をめぐる多くの問題が提起されているので、これら問題点の所在、性格等を明らかにし、その整理を行うため、漁業制度研究会を設けているところである。

このような目的にかんがみ、そのメンバーは、これらの問題に関し幅広い学識経験を有する者を中心として構成されているが、今後問題点の整理検討が進み、遊漁問題についても研究する段階になれば、必要に応じ関係団体や業界の代表者の意見を聴く機会を設ける所存である。右答弁する。

日本国とベルギー王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件（參議院送付）に関する報告書

本件の要旨及び目的

我が国は、昭和四十四年以来ベルギー王国の申し入れにより、昭和四十五年十一月以降文化協定の締結について交渉を続けてきた結果、合意に達したので、昭和四十八年五月四日ブラッセルにおいて本協定に署名を行った。

本協定は、日本国とベルギー王国との間の文化交流の発展並びに両国間の相互理解と友好を目的としたもので、その主な内容は次のとおりである。

1 両国の文化、科学又は教育に関する機関の間において協力を奨励し、また、教授、学生その他文化的活動等に従事する者の交換を奨

励すること。

2 自国内の大学その他の機関において、相手国の文化に関する講義の創設、拡充を奨励し、両国国民が、それぞれ相手国において修学及び研究を行い、又は技術を習得することができるよう奨学金その他の便宜供与の方法を検討すること。

3 一方の国で与えられる学位、資格証書等が、他方の国においても同等の価値が認められるよう研究すること。

4 両国は、相手国の文化が一層理解されるように、出版物、講演、文化的展示会、放送等の手段について相互に便宜を与えるとともに、文学的、芸術的、科学的著作物の翻訳、出版等を奨励すること。

なお、この協定は批准書の交換の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、日本国とベルギー王国との間の文化交流を増進するため妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和四十九年五月十七日

外務委員長 木村 俊夫
衆議院議長 前尾繁三郎殿

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的
政府は、ギリシャ王国政府との間に航空業務に関する協定の締結について昭和四十七年十月以来交渉を行つてきた結果、合意に達したので、昭和四十八年一月十二日アテネにおいて本

協定に署名を行つた。その後、同年六月一日ギリシャは王制を廃止して共和制に移行し、ギリシャ共和国となつたが、同国政府は本協定をそのまま早期に発効させたいとの意思を有することが明らかとなつた。

本協定は、我が国とギリシャとの間に定期航空業務を開設し、かつ、運営することを目的とし、協定業務開始のための手続及び条件、相手国の空港その他の施設の使用料についての最惠国待遇の許与、燃料等に対する関税、課徴金等の免除、運賃決定に関する手続等について規定するとともに、附属書において、両国の指定航空企業が運営する路線を定めている。

なお、本協定は、両国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、両国の航空企業が安定した法的基礎の上において相互に乗り入れを行うことができることに、我が国とギリシャとの間の友好関係が一層促進されることが期待されるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和四十九年五月十七日

外務委員長 木村 俊夫
衆議院議長 前尾繁三郎殿

千八百八十六年九月九日に署名され、千八百九十六年五月四日にパリで補正され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補正され、千九百二十八年六月二日にローマで改正され及び千九百四十八年六月二十六

日にブラッセルで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

我が国も同盟の一員である「文学的及美術的著作物保護万国同盟創設ニ関スル条約」によつて結成されたベルヌ同盟は、一九四八年にブラッセルにおいてベルヌ条約改正会議を開催し、標記のブラッセル改正条約を作成した。本条約は一九五一年八月一日に効力を生じており、現在の締約国は四十五箇国である。

本条約は、一九二八年のローマ改正条約を改正するもので、その主な改正点は、著作物の保護期間を著作者の生存の間及びその死後五十年よりも短くない期間としたこと、無名又は変名の著作物及び遺作についての保護期間を定めたこと、放送権の内容を詳細に規定したこと、音楽の著作物の録音及び録音物による公の演奏に關して、国内法令で条件等を付する場合について規制を加えたこと等である。

なお、本条約は、加入を書面によりスイス連邦政府に通告し、同政府がこれを他の同盟国に通告した日の後一箇月で我が国について効力を生ずることとなつており、また、政府は、本条約の締結に際して、翻訳に関する従来の留保を一九八〇年十二月三十一日まで維持する宣言を行う方針である。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、著作者の権利の保護における国際協力を促進する見地から有益であると考えられるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費としては、昭和四十九年度

一般会計予算、文部省所管国際分担金の項に国際著作権同盟分担金として四百九十三万一千円が計上されている。

昭和四十九年五月二十一日

外務委員長 木村 俊夫
衆議院議長 前尾繁三郎殿

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、特別区の権能の充実強化を図るため、特別区の区長の選任方法、特別区の事務その他都及び特別区に関する制度について所要の措置を講ずるとともに、最近における市町村の住民の生活圏の広域化に対応する総合的かつ計画的な行政を推進するため、一部事務組合の特例を設けるほか、地方公共団体の処理すべき事務に關する規定を整備しようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 総則に關する事項

1 地方公共団体の処理する事務の例示中に公害の防止その他の環境の整備保全を加えるものとする。

2 都道府県の処理する広域的な事務の例示中に上水道事業、下水道事業及び産業廃棄物の処理を加えるものとする。

3 地方公共団体は、他の地方公共団体と協力して、住民の生活圏の広域化に対応する総合的かつ計画的な行政の運営に努めなければならないものとする。

(二) 特別区に關する事項

1 特別区の区長は、当該特別区の選挙人が投票により選挙するものとする。

2 特別区は、法律又はこれに基づき政令により都が処理することとされているものを除き、その公共事務並びに法律又はこれに基づき政令により市及び特別区に属する事

務のほか、その他の行政事務で国に属しないものを処理するものとする。

3 特別区の存する区域においては、市長が処理する事務のうち次に掲げるものは、都又は都知事が処理するものとする。

(1) 廃棄物に関する事務
(2) 下水道の設置、維持その他の管理に関する事務
(3) 消防に関する事務

(4) その他、法律又は政令により都又は都知事に属する事務

4 都が、都と特別区及び特別区相互の間の財政調整上必要な措置を講ずる場合には、都と特別区及び特別区相互の間の財源の均衡を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するようにしなければならないものとする。

5 配属職員制度を廃止するものとする。

6 その他
(1) 改正法施行の際、現在に在職する特別区の区長及び改正法施行の日から特別区に関する改正規定の施行の日までの間に選任される特別区の区長は、特別区に関する改正規定施行後最初に行われる特別区の区長の選挙の日の前日まで在職するものとする。

(2) 保健所で行う事務を特別区及び特別区の区長の事務とするものとする。
(3) その他必要な関係法律の改正を行うものとする。

(三) 地方公共団体の組合に関する事項

1 市町村の事務又は市町村長その他の執行機関の権限に属する事務に関し、広域にわたる総合的な計画を作成し、その実施のために必要な連絡調整を図り、及びこれらの事務の一部を共同処理するための市町村の一部事務組合について、次のような規定を設けるものとする。

(1) 当該組合において共同処理しようとする事務は、すべての市町村を通じて同一の種類のものでなくとも差し支えないものとする。

(2) 当該組合の規約には、一部事務組合の規約の必要記載事項のほか、当該組合の作成する広域にわたる総合的な計画の項目について規定を設けるものとする。

(3) 当該組合の規約には、その議会の議決すべき事件のうち当該組合を組織する市町村の一部に係るもの等の議決の方法について特別の規定を設けることができるものとする。

(4) 当該組合には、規約で定めるところにより、管理者に代えて理事をもつて組織する理事会を置くことができるものとし、理事は、当該組合を組織する市町村の長又は当該市町村の長が当該市町村の議会の同意を得て当該市町村の職員のうちから指名する者をもつて充てるものとする。

2 一部事務組合の議会の議決事項のうち政令で定める重要事項について当該議会の議決があつたときは、管理者は、その結果を当該一部事務組合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならないものとする。

四 その他

1 知識経験を有する者のうちから選任される監査委員の任期を四年にするものとする。

2 行政財産の貸付け等に関する規定及び地方公共団体の処理事務等を掲げた別表の規定を改正する等所要の規定の整備を行うこと。

3 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、特別区に関する改正規定は、(二)6(1)に関する規定を除き、昭和五十年四月一日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由
特別区の権限の充実強化を図るため、特別区に関する制度について所要の措置を講ずるとともに、最近における市町村の住民の生活圏の広域化に対応して一部事務組合の特例を設けるほか、地方公共団体の処理すべき事務に関する規定を整備しようとする本案は妥当と認めるが、基礎的の地方公共団体としての市町村の自主性を損うことがないようにするため、複合的一部事務組合の事務の範囲を改める等の必要を認め、別紙のとおり、修正議決すべきものと議決した次第である。

昭和三十九年五月十七日
地方行政委員長 伊能繁次郎
衆議院議長 前尾繁三郎殿
(別紙)

(小字及び一は修正)

第二条第三項第七号中「騒音防止」を「公害の防止」に、「保健衛生」を「環境の整備保全、保健衛生及び」に改め、同条第六項第一号中「電源開発」の下に「上水道」を、「運河」の下に「下水道」を、「維持管理」の下に「産業廃棄物の処理」を加え、同条第十四項の次に次の一項を加える。

地方公共団体は、他の地方公共団体と協力して、住民の生活圏の広域化に対応する総合的な計画的な行政の運営に努めなければならない。

第百九十九条第二項中「第二条第十三項及び第十四項を」を「第二条第十三項から第十五項まで」に改める。

第二百八十五条を次のように改める。

第二百八十五条 市町村の事務又は市町村長若しくは市町村の委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務

相互に関連するものを、広域にわたる総合的な計画を共同して作成し、これらの事務の管理及び執行についてその計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにこれらの事務の一部を広域にわたる総合的かつ計画的に共同処理するための市町村の一部事務組合については、市町村の共同処理しようとする事務が他の市町村の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを設けることを妨げるものではない。

第二百八十七条第三項中「管理者」の下に「(次条第三項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事)を加え、同条の次に次の二条を加える。

第二百八十七条之二 第二百八十五条の一部事務組合の規約には、前条第一項各号に掲げるもののほか、当該一部事務組合の作成する広域にわたる総合的な計画の項目について規定を設けるものとする。

第二百八十五条の一部事務組合の規約には、その議会の議決すべき事件のうち当該一部事務組合を組織する市町村の一部に係るものその他特別の必要があるものの議決の方法について特別の規定を設けることができる。

第二百八十五条の一部事務組合には、当該一部事務組合の規約で定めるところにより、管理者に代えて、理事をもつて組織する理事会を置くことができる。

前項の理事は、当該一部事務組合を組織する市町村の長又は当該市町村の長が当該市町村の議会の同意を得て当該市町村の職員のうちから指名する者をもつて充てる。

第二百八十七条之三 一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものについて当該議会の議決があつたときは、当該一部

事務組合の管理者（前条第三項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。第二百九十一条第一項及び第二項において同じ。）は、^{当該一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要な事項を当該一部事務組合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならぬ。当該議決の結果に}果を当該一部事務組合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならぬ。当該議決の結果に、これを同様とする。

〔別紙〕

地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方自治の本旨にかんがみ、次の諸点について、善処すべきである。

一 複合的一部事務組合に対する行政的、財政的措置によつて、当該一部事務組合を組織する市町村の自主性がそなわれないことのないようにすること。

二 地方自治法附則第八条の職員については、昨年十月、行管・運輸・厚生・労働・自治の五大臣間において合意に達した「速やかに結着をつける」との内容に基づき、昭和五十一年三月三十一日を目途として地方公務員とするよう努めること。

右決議する。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、すべての被爆者に一般疾病医療費の支給を行うことができるようにするとともに、特別手当及び健康管理手当について、その支給の対象となる者の範囲を拡大し、及びその額を引き上げようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

(一) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正

1 部改正

1 従来の特別被爆者以外の被爆者にも一般疾病医療費の支給を行うことができるようにするとともに、新たに、健康診断を受けることができる者を定めること。

2 医療給付に関する診療報酬請求事務の簡素化を図ること。

(二) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部改正

1 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第八条第一項の認定を受け、当該認定に係る負傷又は疾病の状態にある者（いわゆる認定被爆者）に支給される特別手当の額を月額一万一千円から一万五千円に引き上げるとともに、新たに、当該認定に係る負傷又は疾病の状態に該当しなくなった者に対しても特別手当を支給することとし、その額を月額七千五百円とする。

2 健康管理手当について、その支給要件の年齢を五十歳以上から四十五歳以上とする

(三) 施行期日
この法律は、昭和四十九年十月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、従来の特別被爆者以外の被爆者にも一般疾病医療費の支給を行うことができるようにするとともに、特別手当及び健康管理手当の増額等の措置を講ずることは、時宜に適合するものと認め、なお特別手当及び健康管理手当の支給範囲の拡大並びに当該手当額の引上げについての改正規定の施行期日につき、修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに

決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

昭和四十九年度一般会計予算（厚生省所管）に原爆被爆者医療費として一億七千三百七十八万円、原爆被爆者健康診断費交付金として七百六十七万円、原爆被爆者手当交付金として十四億三千八百七十一万九千九百九十九円が計上されている。

本修正の結果必要とする経費は、昭和四十九年度において原爆被爆者手当交付金の増は約二億三千九百七十八万八千円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して齋藤厚生大臣より「やむを得ない。」旨の意見が述べられた。

昭和四十九年五月二十一日

社会労働委員長 野原 正勝

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

（小字及び一は修正）

附 則

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、第二条中「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（以下「旧法」という。）」は、第五号及び第四項の改正規定並びに附則第二項から第六項までの規定は、同年九月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（以下「旧法」という。）第二条第二項の認定の申請をしていない者に対しては、なお従前の例により認定をするものとする。

3 旧法第二条第二項の認定を受けた者及び前項の規定により同条第二項の規定の例による認定を受けた者についての昭和四十九年九月以前の月分の特別手当の支給に関しては、なお従前の

例による。

4 昭和四十九年九月以前の月分の健康管理手当の額については、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現に旧法の規定による特別手当又は健康管理手当の支給要件に該当していない者であつて、新法の規定による特別手当又は健康管理手当の支給要件に該当するものが、昭和四十九年九月三十日まで新法第二条第二項又は第五条第二項の認定の申請をしたときは、その者に対する特別手当又は健康管理手当の支給は、新法第二条第四項又は第五条第五項の規定にかかわらず、同月から始める。

〔別紙〕

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、被爆者が現在もなお置かれていた特別の状態と被爆者の援護対策充実強化の要望に配慮し、今後被爆者の援護措置全般にわたる制度改善を図ること。更に政府は本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めること。

一 各種手当の額を更に引き上げるとともに、所得制限、健康管理手当の年齢制限の撤廃等の適用範囲の拡大を図り、もつて被爆者に必要な施策の充実に努めること。

二 被爆者の医療費については、全額公費負担とするよう検討することとし、さしあたり国民健康保険の特別調整交付金の増額については十分配慮すること。

三 昭和五十年の国勢調査を目標として、被爆者の実態調査を行うこと。併せて復元調査を更に整備充実し、被爆による被害の実態を明らかにするよう努めること。

四 被爆者の子及び孫に対する放射能の影響についての調査研究及びその対策について十分配慮すること。

五 沖縄在住の原子爆弾被爆者が、本土なみに治

昭和四十九年五月二十一日 衆議院會議録第三十二号

療が受けられるよう専門病院等の整備に努めるとともに、沖縄の地理的歴史的條件を考慮すること。

六 葬祭料の金額を大幅に増額するとともに、過去の死亡者にも遡及して支給することを検討すること。

七 特別手当については、生活保護の収入認定からはずすよう検討すること。

衆議院會議録第三十号(一)中正誤

ページ 段 行 誤 正

一〇九 二 三 附則第一条中「第二十四条」を改め、「同年

一〇三 一 五 昭和四十九年度 昭和三十九年度

一〇四 四 二 米どころ 米どころ

一〇五 一 八 三十五万 三十万

一〇六 三 五 抛大 抛大

一〇七 四 末 五 松本 松本

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定 一 部 五 十 円

(送料別)

発 行 所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大 蔵 省 印 刷 局
電話 東京 五八二 四四一(大代)